

横浜市浄化槽指導基準

横 浜 市

資源循環局

建築局

下水道河川局

みどり環境局

目 次

設置手続編

第1章	浄化槽の取扱い一般事項.....	2
1	はじめに.....	2
2	浄化槽の設置に関する必要事項.....	2
3	設置場所と浄化槽処理水の放流先.....	4
4	放流水の水質の技術上の基準.....	5
5	処理方式・性能・放流水質.....	6
6	工事完了の手続き.....	7
7	変更の手続.....	8
8	使用開始の手続.....	8
9	使用休止・再開及び廃止の手続.....	8
10	既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換（設置換え、構造変更）について.....	8
11	増改築における既存浄化槽の取扱い.....	9
12	特定施設（水質汚濁防止法）の手続.....	10
13	工事業者及びメーカーの責務.....	11
14	浄化槽に前置するディスポーザ排水処理システムの手続.....	11
第2章	浄化槽の処理対象人員算定.....	12
1	適用範囲.....	12
2	建築用途別処理対象人員算定基準並びに適用型式及び設計汚水量算定.....	12
3	特殊の建築用途の適用.....	12
4	開発行為等に関する事項.....	12
5	算定にあたっての注意事項.....	12
6	合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて.....	14
7	浄化槽の処理対象人員並びに適用型式及び設計汚水量算定基準表.....	15
第3章	浄化槽の設計基準.....	28
1	一般構造.....	28
2	設計基準.....	30
3	処理方式別の設計基準.....	32
4	各単位装置の構造.....	40

維持管理編

第1章	保守点検.....	47
1	保守点検の実施.....	47
2	保守点検の委託.....	47
3	技術管理者の設置.....	47
4	技術管理者の役割.....	48
5	保守点検の回数.....	48
6	保守点検の記録等.....	49

7	維持管理状況報告書の提出	49
8	排水の測定.....	50
9	排水水の汚染状態の測定	50
10	総量規制（東京湾）にかかわる施設の水質測定	50
11	総量規制（東京湾）にかかわる施設の水質測定結果の報告	51
第2章	清掃	51
1	清掃の実施.....	51
2	清掃の委託.....	51
3	清掃の回数.....	51
4	清掃記録の保存等	51
第3章	法定検査.....	51
1	法定検査の実施	51
2	設置後等の水質検査	52
3	定期検査.....	52
4	浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査の報告	52
第4章	変更の届出等	52
1	浄化槽管理者変更の報告	52
2	浄化槽技術管理者変更の報告	52
第5章	報告徴収及び立入検査等.....	52
1	報告徴収と立入検査	52
2	浄化槽設置後等の水質検査又は定期検査についての指導	53
3	保守点検又は清掃についての改善指導	53
4	特定既存単独処理浄化槽に対する措置	53
第6章	罰則	53
1	保守点検又は清掃についての改善命令等の違反	53
2	設置の届出、勧告及び変更命令の違反	53
3	浄化槽設置後等の水質検査又は定期検査の命令の違反	53
4	浄化槽の使用の休止・再開及び廃止の届出の違反	53
5	特定既存単独処理浄化槽の措置命令の違反	53

設置手續編

第 1 章 浄化槽の取扱い一般事項

1 はじめに

この指導基準は、浄化槽により、海や川の汚れを防ぎ、生活環境の保全を図るために、浄化槽設置手続及び設計、施工並びに使用開始後の維持管理などに必要な指導事項について建築基準法、浄化槽法（以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（以下「施行規則」という。）、浄化槽法施行細則（以下「細則」という。）などの規定に基づき作成したものです。

2 浄化槽の設置に関する必要事項

(1) 浄化槽設置の手続について

浄化槽を設置する場合には、次のような設置手続をしてください。

浄化槽の設置の手続には、「別願浄化槽設置手続」（以下「別願手続」という。）及び「建築併願浄化槽設置手続」（以下「併願手続」という。）があります。

ア 別願手続は、既存建物に新たに浄化槽を設置する場合に行います。

イ 併願手続は、建築確認申請あるいは計画通知と併せて浄化槽の設置をする場合に行います。

(2) 浄化槽設置の書類審査等

本市への浄化槽設置手続先は、「別願手続」及び「併願手続」に関係なくすべて資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ提出して書類審査を受けてください。

特に「併願手続」の場合は、建築確認申請及び計画通知申請を行う前に手続及び審査を受けてください。

ア 浄化槽設置手続書類の審査期間

審査期間は、原則として以下のとおりです。

(ア) 処理対象人員51人以上の場合

書類受付日から7日間以内に行います。（預かり審査）

(イ) 処理対象人員50人以下の場合

（事前に来庁予約がある場合）書類受付時に行います。

（事前に来庁予約がない場合）書類受付日から7日間以内に行います。（預かり審査）

なお、設置手続にあたり記載方法及び添付書類等についてご不明な点等がありましたら、事前に本市と協議を行ってください。

イ 手続書類の審査内容

浄化槽の人員算定、構造及びその他添付書類の記載内容について審査を行います。

ウ 流末についての照会

浄化槽流末について、下水道河川局管路保全課へ照会を行います。

放流先や放流方法等について、不明な場合は、下水道河川局管路保全課と事前に協議してください。

また、排水先が大黒埠頭、本牧D突堤など横浜市港湾局所有敷地内に敷設されている排水施設へ放流する場合には、港湾局と事前に協議してください。

エ 申請書類の返却について

(ア) 別願手続による浄化槽設置届出書の副本は、審査終了後設置者又は代理人に返却します。

(イ) 併願手続の場合、書類審査が終了した浄化槽設置計画書及び添付書類を返却しますので、建築確認申請書に添付して、建築局建築指導課又は指定確認検査機関へ提出してください。

なお、計画通知書については建築局建築指導課に提出して下さい。

オ 浄化槽管理者への配布物

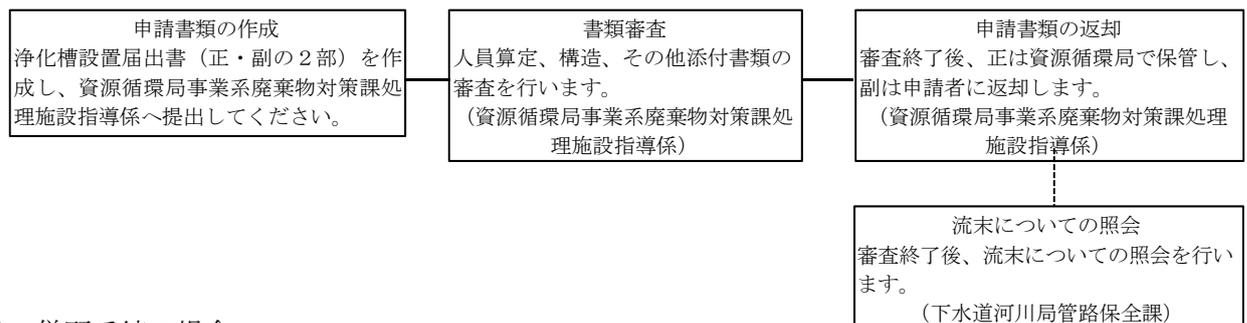
申請書類の返却時に浄化槽を管理される方向けのリーフレットを配付します。代理人の方の場合は、必ず浄化槽管理者に渡してください。

カ 建築基準法第93条第5項と同法第93条第6項の取り扱いについて

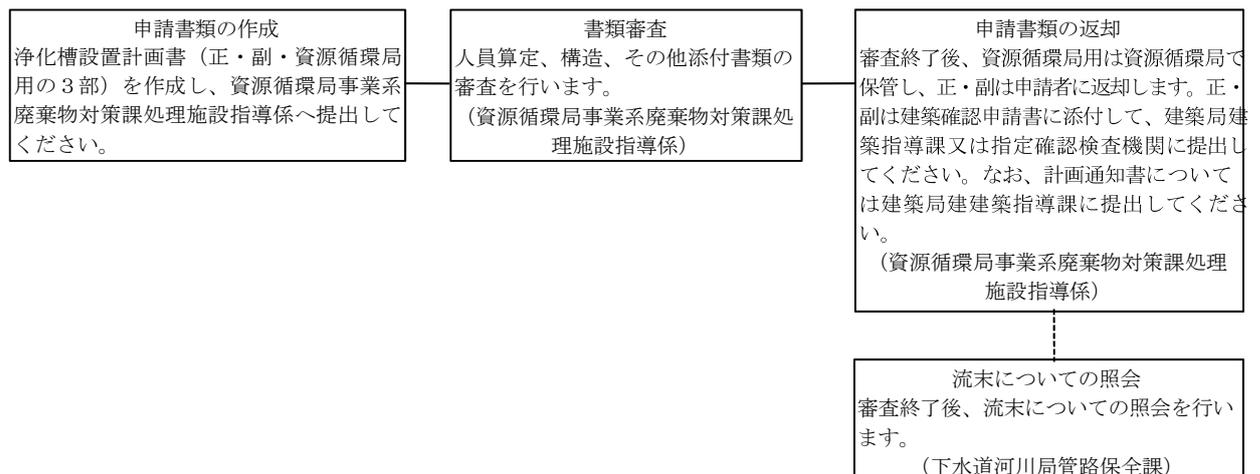
横浜市においては、建築確認申請前に浄化槽設置の手続きを行う事前審査制度を採用しており、当書類審査をもって、建築基準法第93条第5項の規定による建築主事又は指定確認検査機関から保健所長への通知、及び建築基準法第93条第6項の規定による保健所長から建築主事又は指定確認検査機関への意見に代えるものとします。

(3) 提出書類の手続の流れ

ア 別願手続の場合



イ 併願手続の場合



(4) 設置の手續に必要な書類一覧表

併願	別願	必要書類	備 考
3部	×	浄化槽設置計画書	
×	2部	浄化槽設置届出書	
3部	2部	浄化槽構造図	浄化槽法に基づく型式認定浄化槽又は建築基準法に基づく型式適合認定浄化槽の場合は認定書の写しを添付してください。 高度処理型浄化槽の場合は評定書の写しを添付してください。 51人槽以上は底盤配筋図を添付してください。
1部	2部	案内図	方位、道路及び目標となる建物等を記入してください。
1部	2部	配置図	浄化槽の位置及び導入・排水系統を記入してください。
1部	2部	建築平面図	各階平面図に寸法・縮尺及び床面積を記入してください。
1部	1部	浄化槽流末調書	現場を確認の上、放流先施設の種類及び公私の別等を記入してください。
1部	1部	浄化槽法定検査申込書	浄化槽法第7条に規定する水質に関する検査の申し込みを同時に行う場合は提出してください。(すでに申し込み済みの場合は不要)
1部	1部	建築制限解除通告書の写し	開発区域内で工事の完了公告があるまでは添付してください。また、区画整理施行地域内で換地処分の公告があるまでは建築許可書の写しを添付してください。
3部	2部	維持管理に関する念書	共同住宅・貸ビル等の建築物は、管理責任を明確にするため念書を提出してください。
3部	2部	人員報告書	作業員の定員や従業員数によって処理対象人員の算定を行う場合は添付してください。
3部	2部	設計計算書・処理工程図	51人槽以上の場合は添付してください。
3部	2部	構造計算書・配筋図等	鉄筋コンクリート製浄化槽の場合は添付してください。ただし、浄化槽の本体又は一部分が建築物と一体構造の場合で、建築確認申請書を本市に提出する場合は所轄建築事務所の指導によります。
1部	1部	土地利用計画図・排水計画図	総合的設計による一団地又は開発に係わる一団の造成地等の場合は添付してください。
3部	2部	道路占用許可証の写し	道路下への浄化槽の設置

注1 流末に関して他人の所有する排水施設・土地を使用する場合は、トラブル防止のため使用承諾を得てください。

注2 処理対象人員が500人(指定地域にあっては200人)を超える場合は、特定設置の手續が必要となります。

特定設置については、第1章の12 特定施設(水質汚濁防止法)の手續(P.10)を参照してください。

注3 横浜市電子申請・届出システムにより提出する場合は各書類1部ずつとなります。

(5) 下水の処理区域内の宅地における浄化槽設置に関する取扱いについて

下水道処理区域内における浄化槽の設置は法律、条例により原則として認められません。進入路が私道で下水道管が未整備であるなど、やむを得ない場合にはあらかじめ下水道河川局管路保全課に相談してください。

3 設置場所と浄化槽処理水の放流先

(1) 設置場所は、原則として、公共下水道処理区域以外の区域としてください。

また、浄化槽処理水は、敷地付近の下水管きよ、道路U字側溝(LU側溝の場合はU字部)、水路、河川又は運河等へ放流してください。

(2) 道路下への浄化槽の設置

道路下へ浄化槽を設置する場合は、道路占用の許可を得てください。

(3) 浄化槽処理方式の使用の制限

浄化槽構造方法（昭和55年建設省告示第1292号）に定められる処理方式のうち、地下浸透処理方式及び沈殿処理方式の浄化槽は、横浜市内では設置することができません。

(4) 放流先の整備

放流先が未整備の場合は、付近住民、農作物等に影響を与えず、かつ、処理水が支障なく流下できるように、あらかじめ放流先を整備する必要があります。また、他人の土地に排水設備を設けて放流しなければならない場合には、設置者は、事前にその土地の権利者等の承諾を得ておく必要があります。

(5) 私設下水管きょへの放流

私設下水管きょへ放流する場合は、使用開始後のトラブルを防止するため、事前に権利者等の承諾を得ておく必要があります。

(6) 私有水路又は農業用水路への放流

私有水路又は農業用水路へ放流する場合は、使用開始後のトラブルを防止するため、事前に権利者等の承諾を得ておく必要があります。農業用水路に関しては、みどり環境局農政推進課へお問い合わせください。

(7) 一般下水道（横浜市が管理する公共下水道以外の下水道及び水路のうち暗渠である一般下水道をいう。）へ接続する場合は、浄化槽設置届出書、浄化槽設置計画書とは別に、排水設備計画確認申請書等を各区の土木事務所へ提出し、確認を受けてください。

(8) 浄化槽処理水の放流方法

浄化槽処理水は、原則として自然流下方式により放流してください。

(9) 2棟以上の建売住宅の排水

原則として、一住宅の浄化槽の処理水を、その他の住宅の敷地を経由して放流することは避けてください。

(10) 河川及び水路の放流

河川及び水路への放流は、放流方法等について事前に河川管理者と協議してください。

- ア 神奈川県横浜川崎治水事務所
- イ 下水道河川局河川流域管理課
- ウ 水路（各区土木事務所）

(11) 遊水池への放流

既存遊水池および開発等によって新設される遊水池へは、浄化槽処理水は放流できません。

4 放流水の水質の技術上の基準（法第4条第1項、施行規則第1条の2）

平成18年2月1日以降に新設される浄化槽の放流水の水質の技術上の基準は、BOD20mg/L以下で、かつ、BOD除去率90%以上です。

ただし、みなし浄化槽についてはこの限りではありません。

5 処理方式・性能・放流水質

(1) 浄化槽の処理方式等については、原則として、以下のとおりとします。ただし、処理対象人員が50人以下で、かつ、下水道法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域（同法第四条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設（みなし浄化槽）についてはこの限りではありません。

なお、工程系排水がある場合は、事前にみどり環境局水・土壌環境課と協議してください。

表－1

処理対象人員	性 能				処理方式
	放流水の BOD	放流水の COD	放流水の SS	放流水の大腸菌群数	
50 人以下	20mg/L 以下	—	—	3,000 個／c m ³ 以下	※1 構造方法第 1
51～500 人	20mg/L 以下	30mg/L 以下	50mg/L 以下	3,000 個／c m ³ 以下	※2 構造方法第 6
501 人以上	10mg/L 以下	15mg/L 以下	15mg/L 以下	3,000 個／c m ³ 以下	※3 構造方法第 7

- ※1 し尿浄化槽の構造（昭和 55 年建設省告示第 1292 号。以下「建設省告示第 1292 号」という）第 1 の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの。
- ※2 建設省告示第 1292 号第 6 の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの。
- ※3 建設省告示第 1292 号第 7 の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの。

ただし、東京湾及びこれに流入する公共用水域に排出する事業場で、処理対象人員が 201人以上、かつ、1 日の排水量が50m³ 以上の場合は、窒素及びリンの上乗せ排水基準の適用を受けます。（浄化槽以外に水質汚濁防止法の特定施設を設置している事業場については、指定地域内で1 日の排水量が50m³ 以上の場合窒素及びリンの上乗せ排水基準の適用を受けます。）

住宅施設関係で新設（平成11年4月1日以後設置）の場合の処理方式等については、以下のとおりとします。

なお、既設の場合は、事前に協議してください。

表－2

処理対象人員	性 能					処理方式
	放流水の BOD	放流水の COD	放流水の窒素	放流水のリン	放流水の大腸菌群数	
201～500 人	10mg/L 以下	15mg/L 以下	10mg/L 以下	1mg/L 以下	3,000 個／c m ³ 以下	※構造方法第 11
501 人以上	10mg/L 以下	15mg/L 以下	10mg/L 以下	1mg/L 以下	3,000 個／c m ³ 以下	※構造方法第 11

（指定地域内で、処理対象人員が 201人以上、かつ、1 日の排水量が50m³ 以上に限る）

- ※ 建設省告示第1292 号第11 の構造を有するもの又はこれと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けたもの。

(2) 同一敷地内の浄化槽の設置基数は、原則として1基としてください。

ただし、周囲の地形等の状況により、やむを得ず浄化槽を2基以上設置する場合の各浄化槽の性能は、全体で1基設置した場合の処理方式と同等としてください。

(3) 一事業場の拡大に伴う改築・増築により、浄化槽設置基数が増加し、事業場全体の処理対象人員が500人を超える場合（指定地域にあつては200人を超える場合）には、新たに設置する浄化槽の構造及び性能は、それぞれ特定施設及び指定地域特定施設の排水基準等に対応したものとしてください。

表-3

告示区分	性能					処理方式	処理対象人員								
	BOD 濃度 mg/L	COD 濃度 mg/L	T-N 濃度 mg/L	T-P 濃度 mg/L	大腸菌群数 1 c m ³ につき個		5	50	100	200	500	2000	5000		
第1- 一 二 三	20 以下	—	—	—	3,000 以下	分離接触ばっ気		■							
			—			嫌気ろ床接触ばっ気		■							
			20 以下			脱窒ろ床接触ばっ気		■							
第6- 一 二 四	20 以下	30 以下	—	—	3,000 以下	回転板接触			■	■	■				
			—			接触ばっ気			■	■	■				
			—			長時間ばっ気			■	■	■				
第7- 一 二	10 以下	15 以下	—	—	3,000 以下	接触ばっ気・ろ過				■	■	■	■	■	
			—			凝集分離			■	■	■	■	■		
第8- 一 二	10 以下	10 以下	—	—	3,000 以下	接触ばっ気・活性炭吸着				■	■	■	■	■	
			—			凝集分離・活性炭吸着			■	■	■	■	■		
第9- 一 二	10 以下	15 以下	20 以下	1 以下	3,000 以下	☆硝化液循環活性汚泥				■	■	■	■	■	
			—			三次処理脱窒・脱磷			■	■	■	■	■		
第10- 一 二	10 以下	15 以下	15 以下	1 以下	3,000 以下	☆硝化液循環活性汚泥				■	■	■	■	■	
			—			三次処理脱窒・脱磷			■	■	■	■	■		
第11- 一 二	10 以下	15 以下	10 以下	1 以下	3,000 以下	☆硝化液循環活性汚泥				■	■	■	■	■	
			—			三次処理脱窒・脱磷			■	■	■	■	■		

☆ 第9、10、11の硝化液循環活性汚泥方式においては日平均汚水量が10 m³以上に限る。

6 工事完了の手続

浄化槽の設置工事が完了したときは、「浄化槽工事完了届出書」及び工事を行った又は実地に監督した浄化槽設備士の免状の複写を、資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ提出してください。なお、浄化槽の設置工事は必ず浄化槽法に基づく浄化槽工事業者もしくは特例浄化槽工事業者が行ってください。

7 変更の手続

(1) 別願手続

別願手続の場合は、以下の届出を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ1部(控えが必要な場合は2部)提出してください。

ア 「浄化槽変更届出書」(法第5条第1項)

浄化槽の構造の変更、若しくは規模の変更(処理方式の変更・処理対象人員又は日平均汚水量10%以上の変更等)が生じたとき提出してください。

イ 「浄化槽設置届出事項変更届出書」(細則第3条第2項)

ア 以外の変更(設置者・工事業者・浄化槽の型式等の変更)が生じたときすみやかに提出してください。

(2) 併願手続

併願手続の場合も、(1)ア及びイに準じて、上記の届出を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ1部(控えが必要な場合は2部)提出してください。

8 使用開始の手続

「浄化槽使用開始報告書」(法第10条の2第1項)

浄化槽の使用を開始したときは、使用開始の日から30日以内に「浄化槽使用開始報告書」を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ1部(控えが必要な場合は2部)提出してください。

9 使用休止・再開及び廃止の手続

(1) 使用休止・再開の手続

ア 「浄化槽使用休止届出書」(法第11条の2第1項、施行規則第9条の3)

浄化槽の使用を休止したときは、「浄化槽使用休止届出書」を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ1部(控えが必要な場合は2部)、清掃の記録と併せて提出することができます。

イ 「浄化槽使用再開届出書」(法第11条の2第2項、施行規則第9条の4)

アの規定による届出を行った浄化槽の使用を再開したときは、その日から30日以内に「浄化槽使用再開届出書」を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ1部(控えが必要な場合は2部)提出してください。

(2) 廃止の手続

「浄化槽使用廃止届出書」(法第11条の3、施行規則第9条の5)

浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内に「浄化槽使用廃止届出書」を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ1部(控えが必要な場合は2部)提出してください。

なお、下水道の処理区域内の水洗化工事に伴い浄化槽の使用を廃止した場合には、「浄化槽使用廃止届出書」を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係又は各区土木事務所まで、提出して

ください。

10 既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換（設置換え、構造変更）について

「既存単独処理浄化槽に係る経過措置等」（法（平成 12 年法律第 106 号）附則第 3 条）

下水道法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域（同法第四条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）以外に設置されている既存単独処理浄化槽においては、合併処理浄化槽に転換するよう努めてください。

11 増改築における既存浄化槽の取扱い

- (1) 「併願手続」又は「別願手続」により設置申請されている浄化槽に限り、増改築における既存浄化槽の使用の可否について、書類審査を行います。
- (2) 現基準の構造方法（昭和55年建設省告示第1292号第1第一号から第三号までの規定に適合する構造のもの）で、増改築後の処理対象人員が、使用している浄化槽の人槽を超えない場合は、既存浄化槽の使用ができます。

なお、既存浄化槽を使用する場合は、建築確認申請の前に次に掲げる変更手続関係の書類を提出してください。

申請書類・「浄化槽変更届出書」もしくは「浄化槽設置届出事項変更届出書」正・副各 1 部

・増改築部分を明記した建築平面図 正・副各 1 部

・過去 1 年以内に受検した法第 7 条又は第 11 条に基づく浄化槽維持管理検査票の写し
正・副各 1 部

- (3) 下水道法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域（同法第四条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）内に設置され、かつ、次のいずれかに該当する場合にあっては、既存の浄化槽を使用することができます。

ア 専用住宅の増改築

増改築部を含めた延床面積から算定された処理対象人員が、現在使用している浄化槽の人槽を超えない場合、又は、実質的な居住人員に増員が無い場合は、使用できます。

なお、既存浄化槽を使用する場合は、建築確認申請の前に次に掲げる変更手続関係の書類を提出してください。

申請書類・「浄化槽変更届出書」もしくは「浄化槽設置届出事項変更届出書」正・副各 1 部

・増改築部分を明記した建築平面図 正・副各 1 部

・過去 1 年以内に受検した法第 7 条又は第 11 条に基づく浄化槽維持管理検査票の写し
正・副各 1 部

・下水道供用開始後に速やかに接続する旨の誓約書正・副各 1 部

・人員報告書

イ 事業場等その他の施設の増改築

事前に本市と協議した結果、個々の施設、事業場等の使用実績により実使用水量及び負荷の増加などが見込まれない場合は、使用できます。

なお、既存浄化槽を使用する場合は、建築確認申請の前に次に掲げる変更手続関係の書類を提出してください。

申請書類・「浄化槽変更届出書」もしくは「浄化槽設置届出事項変更届出書」正・副各 1 部

- ・増改築部分を明記した建築平面図 正・副各1部
- ・過去1年以内に受検した法第7条又は第11条に基づく浄化槽維持管理検査票の写し
正・副各1部
- ・下水道供用開始後に速やかに接続する旨の誓約書 正・副各1部
- ・人員報告書

12 特定施設（水質汚濁防止法）の手続

特定施設（処理対象人員が500人を超える浄化槽）及び指定地域特定施設（指定地域内に設置される、処理対象人員が200人を超え500人までの浄化槽）は、法に定める諸手続のほか、水質汚濁防止法に定められた以下の手続が必要です。なお、各届出書は3部（正2部、副1部）提出してください。

[水質汚濁防止法より一部抜粋]

(1) 設置 (第5条)	下記に示す場合は「特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書」を提出してください。 (1) 特定施設を設置しようとする場合：「浄化槽設置計画書」の提出と同時 (2) 水質汚濁防止法改正によって設置している浄化槽が特定施設になった場合：政令施行の日から 30 日以内 (3) 特定施設の構造等で水質汚濁防止法第7条に規定する事項の変更をしようとする場合：「浄化槽変更届出書」の提出と同時
(2) 経過措置 (第6条)	
(3) 構造等の変更 (第7条)	
(4) 氏名等の変更 (第10条)	設置者の名称、住所及び代表者名等、水質汚濁防止法第10条に規定する事項に変更があった場合には、その日から30日以内に「氏名等変更届出書」を提出してください。
(5) 使用の廃止 (第10条)	特定施設の使用を廃止した場合には、その日から30日以内に「特定施設使用廃止届出書」を提出してください。
(6) 承継 (第11条)	特定施設を譲り受け又は借り受けた場合、あるいは設置届出をした者について相続又は合併があった場合には、その日から30日以内に「承継届出書」を提出してください。
(7) 総量規制 (第14条第2項及び第3項)	指定地域内で、日平均排水量が50 m ³ 以上の特定事業場では、「汚濁負荷量測定手法届出書」を提出してください。この届出事項にそって汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。また、「汚濁負荷量測定結果報告書」を提出してください。

注：指定地域……次の区域を除く横浜市内

戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区の全域

南区のうち六ッ川4丁目、緑区長津田町のうち字道正、字滝沢、字西之原

港南区のうち上永谷町、野庭町、上永谷1～6丁目、丸山台1～4丁目、日限山1～4丁目

芹が谷1～5丁目、東永谷1～3丁目、東芹が谷、下永谷1～6丁目

(ただし、平成13年6月1日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。)

13 工事業者及びメーカーの責務

(1) 工事業者の責務

ア 施工する前に届出事項を確認し、省令等に定める工事の技術上の基準に従い、申請図面に基づいて施工するとともに、本市の指導事項を守ってください。また、施工にあたっては、浄化槽設備士又は資格を有する浄化槽工事業者が自ら監督するか、若しくは自ら工事を行ってください。

イ 工事業者等は、設置者に対して使用開始後3カ月を経過した日から5カ月の間に行う水質に関する検査と維持管理に関する指導をしてください。

(2) 浄化槽メーカーの責務

ア メーカーは、製品の品質管理を徹底するとともに、工事業者に製品の正しい施工方法を指導してください。

イ 販売後の浄化槽に欠陥があった場合には、すみやかに回収、修理等必要な対応処置をとってください。

14 浄化槽に前置するディスポーザ排水処理システムの手続

浄化槽にディスポーザ排水処理システムを前置する場合には、下記の関係書類を添付してください。

(1) 構造性能を示した仕様書の写し（国土交通大臣認定書の写し、又は適合評価書の写しを含む）

(2) 所有者、使用者又は管理者の維持管理業務委託契約書等（処理槽汚泥引抜等の維持管理が適切に行われることを確認できる書類）の写し

(3) 流入水及び処理水の水質及び水量を示した設計計算書

第2章 浄化槽の処理対象人員算定

(JIS A 3302-2000 に基づく横浜市の処理対象人員算定基準並びに適用型式及び設計汚水量算定)

1 適用範囲

建築物の用途（単一用途）別による浄化槽の処理対象人員算定基準並びに適用型式及び設計汚水量算定について規定したものです。

2 建築用途別処理対象人員算定基準並びに適用型式及び設計汚水量算定

建築物の用途別による浄化槽の処理対象人員算定基準並びに適用型式及び設計汚水量算定は、7の表のとおりとします。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実状に添わないと考えられる場合には、当該資料等を基にしてこの算定人員、算定汚水量を増減することができます。また、表中の型式及び汚水量欄が空欄の場合は別途協議とします。

3 特殊の建築用途の適用

- (1) 特殊の建築用途の建築物、又は、定員未定の建築物については、7の表に準じて算定します。
- (2) 同一建築物が、2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して、処理対象人員、汚水量を算定し、型式は原則として流量調整槽型を使用してください。
- (3) 2以上の建築物が共同で浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して、処理対象人員、汚水量を算定し、型式は原則として流量調整槽型を使用してください。
- (4) 学校その他で特定の収容された人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用するには(2)及び(3)の適用加算、又は、建築物ごとの建築用途別処理対象人員、汚水量を軽減することができます。
- (5) 表に記載されていない建築用途の場合には、類似用途を参考にして算定します。
- (6) 複合用途の共用部分の配分については、原則として各用途面積比で配分します。
- (7) 営業時間が標準より長い場合は、単位時間当たりの水量を加算します。
- (8) 申請時の用途と現実の用途が異なることによって、処理対象人員算定が多くなると、浄化槽の改善・変更等を必要とするなどの問題が生ずることもあるため、あらかじめ安全を見越した用途及び水量を設定してください。

4 開発行為等に関する事項

開発行為等に伴う宅地分譲の場合は、次の事項に注意して人員算定を行ってください。

- (1) 処理対象区域内の専用住宅、共同住宅、店舗等の用途計画を明確にし、これらすべてを算入します。
- (2) 専用住宅は、各住戸ごとに人員を算定し、その合計を処理対象人員とします。

5 算定に当たっての注意事項

[人員算定]

- (1) 建築物の延べ面積の算定方法は、建築基準法によるほか建築局の指導によります。
- (2) 建築物内の駐車場は、同一建物が2以上の異なった用途に供されるもの（複合用途）として、それ

ぞれの建築用途の項を適用加算します。

ただし、駐車場付き共同住宅、駐車場付き店舗等で、この駐車場が当該建築物を利用する人のみによって使用されることが明確な場合は、この駐車場の人員算定は〔0〕人とすることができます。

- (3) 専用住宅の車庫部分は、延べ面積（㎡）から除外することができます。
- (4) 店舗併用の専用住宅の場合は、店舗部分及び住宅部分をそれぞれ算定し、合算した人員を処理対象人員とします。
- (5) 女子専用トイレ（両用便器）にあつては、便器数の1／2を大便器とし、残りを小便器として算定します。
- (6) 交替勤務、夜勤のある施設は加算します。
- (7) 特記なき場合は、従業員数、職員数等が処理対象人員にすでに含まれています。

[汚水量算定]

- (1) 交替勤務、夜勤のある施設は加算します。
- (2) 表中空欄部分については、別途協議とします。
- (3) 時間平均汚水量は、日平均汚水量の1／24を標準とします。
- (4) 時間最大汚水量は、時間平均汚水量の2.5倍の値を基準とします。
- (5) シャワーの使用水量は下記を参考としてください。

一般的なシャワーの使用水量

1回の使用水量 50 L／回・シャワー1個

1日の使用回数 4～6回／日・シャワー1個

水量 200～300 L／日・シャワー1個

* ただし、使用水量については、変動が大きいので、計画にあたっては留意してください。

6 合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて

(1) 合併処理浄化槽への事業場排水の受入れ可能な業種については、以下のとおりとします。ただし、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³ 未満であるものに限りします。

合併処理浄化槽への事業場排水の受入れ可能な業種

産業分類	業種	留意事項
091	畜産食料品製造業	① 設計 BOD 負荷量を超えないこと。 ② BOD に対するN の割合が5%程度であること。 * 5%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。 ③ BOD に対するP の割合が1%程度であること。 * 1%程度でない場合、各浄化槽の性能により判断すること。
093(123)	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
0931(1231)	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	
0932(1232)	野菜漬物製造業	
094	調味料製造業	上記②、③と同様。
097(127)	パン・菓子製造業	
0971(1271)	パン製造業	
0972(1272)	生菓子製造業	
0973(1273)	ビスケット類・干菓子製造業	
0974(1274)	米菓子製造業	
099(129)	その他の食料品製造業	
0992(1293)	めん類製造業	
0993(1295)	豆腐・油揚げ製造業	
0994(1296)	あん類製造業	
0996(1298)	そう(惣)菜製造業	
101	清涼飲料製造業	上記③と同様
102	酒類製造業	上記①～③と同様
589	その他の飲食料品小売業	上記②、③と同様
1061	配合飼料製造業	

*産業分類：日本標準産業分類（平成 25 年 10 月発行）による。（）内は平成 10 年 2 月発行の番号を示す。

(2) 処理可能な業種の排水等の受入れに伴い、合併処理浄化槽についての対応は以下のとおりとしてください。

ア 総合処理に当たっては、設計水量及び設計負荷を適切に設定してください。また、上記の表の留意事項に係るデータについても設計データより確認してください。

イ 季節的、時間的な水量変動に対応するため、必要に応じて、原水ポンプ槽、流量調整槽等の雑排水の移送水量が調整可能な設備又は施設を付設してください。

ウ 水量変動に伴う汚泥流出を防止するため、保守点検及び清掃の各回数調整を行ってください。

エ 作業工程の変更等による水量変動に速やかに対応してください。

オ 負荷量の軽減対策又は変動対策のため、必要に応じて、前処理設備又は施設の付設及び生物処理過程の補完を行ってください。

カ 汚泥発生量の増加に対応した施設を付設してください。

7 浄化槽の処理対象人員並びに適用型式及び設計汚水量算定基準表

(以下の表は見開きでご覧ください。)

7 浄化槽の処理対象人員並びに適用型式及び設計汚水量算定基準表

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員算定式 及び算定単位		汚水量	BOD (mg/L)	排水時間 (時間)		
1	集会 場 施 設 関 係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場 類似建築用途 公民館・自治会館・葬祭場・地区集会場・斎場（炉の面積は除外してよい。） 神社・寺院・教会・宗教関係の集会場	n=0.08A	n:人員（人） A:延べ面積（㎡）	16 (L/㎡・日)	150	8~12	
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	n=16C	n:人員（人） C:総便器数（個）	2.400 (L/個・日)	260	10	
		ハ	観覧場・体育館 類似建築用途 野球場・陸上競技場・サッカー場 室内トレーニング場・ヘルスクラブ・道場・武道場・屋内ゲートボールセンター・アスレチッククラブ・フィットネスクラブ エアロビクスダンス場・ジャズダンス場	n=0.065A	n:人員（人） A:延べ面積（㎡）	10 (L/㎡・日)	260	15	
2	住 宅 施 設 関 係	イ	住宅	A ≤ 130 の場合	n = 5	n:人員（人） A:延べ面積（㎡）	200 (L/人・日)	200	12
			類似建築用途 2世帯住宅 長屋（各戸別に浄化槽を設置する場合）	130 < A の場合	n = 7				
		ロ	共同住宅 類似建築用途 リゾートマンション 長屋（長屋を構成する各戸が、共同で集中浄化槽を設置する場合）	n=0.05A	n:人員（人） ただし、1戸当たりのnが3.5人以下の場合は、1戸当たりのnを3.5人又は2人（1戸が1居室だけで構成されている場合に限る）とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とします。 A:延べ面積（㎡）	200 (L/人・日)	200	12	
ハ	下宿・寄宿舎 類似建築用途 社員寮 グループホーム（水廻りが1カ所または数カ所に集中して設けられるもの。）	n=0.07A	n:人員（人） A:延べ面積（㎡）	14 (L/㎡・日)	140	8			

型 式					備 考
第 1	第 6		第 7～11	○	
～50	51～100	101～500	501～		
	沈分	沈分	流調		
○	○	○	○	○	<p>①宿泊施設を有する場合は、宿泊施設に準じて処理対象人員の算定を行い、別途加算することなどの配慮が必要である。</p> <p>②神社・寺院等で住宅が併置されている場合は、その処理対象人員を別途加算することなどの配慮が必要である。また、管理人室・飲食店がある場合は、複合用途として取り扱うことができる。</p> <p>③神社・寺院等の庫裏は住宅として、また、社務所は事務所で算定し、別途加算することなどの配慮が必要である。なお、内陣の部分の面積は除外することができる。</p>
○	○	○	○	○	<p>①調教師住宅・選手宿舍等が併設されている場合は別途加算することなどの配慮が必要である。</p> <p>①床面積は屋内部分と客席部分の合計とし、競技場の部分（フィールド）は除くことができる。</p> <p>②建物が無く・芝生席のみの場合は、芝生席部分の面積を床面積とみなすことができる。</p> <p>③屋外ゲートボール場については、[娯楽施設関係 チ]の項を適用することができる。</p> <p>エアロビクスダンス場・ジャズダンス場で、シャワーを使用する場合は、シャワー1個1日当たり 200～300L の水量を別途加算することなどの配慮が必要である。</p>
○					<p>①同一棟の物置、納屋及び別棟の離れは床面積に算入する。</p> <p>②別棟の建物が便所等の無い農業用倉庫である等、人員の利用が明らかに無い場合は、床面積から除外することができる。</p> <p>③2世帯住宅で浴室及び台所が2つ以上ある住宅は、実際にもほぼ独立した生活が送られていることから、処理対象人員は10人とする。ただし、状況に応じて減ずることができる。</p> <p>④長屋で、各戸別に浄化槽を設置する場合は、1戸単位で算出する。</p>
○	○	×	○	○	<p>①共同住宅の算定は、全体の戸数を[K]、1居室だけで構成されている戸数を[K1]として、次に掲げる[N1～N3]を計算する。（A：延べ面積）</p> $N1 = 2 \times K1 + 3.5 \times (K - K1) \quad N2 = 0.05 \times A$ $N3 = 6 \times K$ <p>この時算定人員[n]は</p> <p>N1 < N2 かつ N2 < N3 の場合は n = N2</p> <p>N1 > N2 の場合は n = N1</p> <p>N3 < N2 の場合は n = N3</p> <p>②共同住宅の1戸が1居室だけで構成されている場合でも、1戸の床面積が40㎡を超える場合は、3.5人/戸として算定するなど配慮が必要である。</p> <p>③リゾートマンション等で屋内プール・娯楽施設・アスレチック等を併設している場合は、別途加算することなどの配慮が必要である。</p>
○	○	×	○	○	<p>①社員寮の場合で、各室に浴室が無く定員が明確なものは、[住宅施設関係 二]で算定することができる。</p> <p>②下宿・寄宿舎等であっても、各室に風呂・台所・便所がある場合は、共同住宅で算定することなどの配慮が必要である。</p> <p>③グループホームにおいては、施設の規模、配置及び各室の独立性などから判断し、下記を参考として取り扱う配慮も必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各住戸に風呂、台所、便所があり独立している場合は、共同住宅で算定する。 老人福祉法に規定される老人福祉施設及び老人ホームと施設計画上一体である場合には、一般の老人ホームとして算定する。

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員算定式 及び算定単位	汚水量	BOD (mg/L)	排水時間 (時間)					
2	住宅施設関係	ニ 学校寄宿舎・自衛隊キャンプ 宿舎・※老人ホーム・養護施設 類似建築用途 老人ホームのデイサービス（昼間 預かり） 特養老人ホーム・老人保健施設 宿泊のある授産施設 刑務所	n=P n:人員（人） P:定員（人）	200 (L/人・日)	200	8 ※10					
3	宿泊施設関係	イ ホテル・旅館 類似建築用途 山小屋・山荘・民 宿・保養所 結婚式場・宴会場 を主たる用途と する建築物	結婚式場又は 宴会場を持つ 場合 結婚式場又は 宴会場を持た ない場合	n=0.15A n=0.075A	n:人員（人） A:延べ面積（㎡）	30 (L/㎡・日)	200 100	10 10			
		ロ モーテル 類似建築用途 個室付き浴場・ラブホテル		n=5R	n:人員（人） R:客室数（室）	1,000 (L/室・日)	50	10			
	ハ 簡易宿泊所・合宿所 ユースホステル・青年の家 類似建築用途 宿泊を伴う研修所・カプセルホテル 精神病院等（同一患者が長期療養 するもの。）		n=P	n:人員（人） P:定員（人）	200 (L/人・日)	200	8				
4	医療施設関係	イ 病院・療養所・伝染病院	業務用厨房 設備又は洗 濯設備を設 けている場 合	300床未満の 場合	n=8B	n:人員（人） B:ベッド数（床）	300床未満 1,000 (L/床・日)	320	12		
			300床以上の 場合	n=11.43(B-300) +2,400							
			業務用厨房 設備又は洗 濯設備を設 けていない 場合	300床未満の 場合	n=5B					300床以上 1,300 (L/床・日)	150
			300床以上の 場合	n=7.14(B-300) +1,500							
	ロ 診療所・医院 類似建築用途 針灸院・整骨院・マッサージ所 犬猫病院・動物病院		n=0.19A	n:人員（人） A:延べ面積（㎡）	25 (L/㎡・日)	300	8				

型 式					備 考
第 1	第 6		第 7～11		
～50	51～100	101～500	501～		
	沈分	沈分	流調		
○	○	×	○	○	①老人ホームのデイサービス（昼間預かり）は、一般の老人ホームと同様、定員に加算することができる。
○	○	×	○	○	①山小屋・山荘・民宿・保養所は、宴会場無しで算定することができる。ただし、一般対象のレストラン、プールが併設されている場合は、複合用途として別途算定するなどの配慮が必要である。 ②宴会場が宿泊客のみによって利用されることが明らかな場合は、宴会場無しで算定することができる。 ③結婚式場・宴会場が無い場合は、設計汚水量の参考値を基に算出した計画汚水量をQ1、人槽に算定基礎汚水量（200L/人・日）を乗じて算出した計画汚水量をQ2とすると、決定計画汚水量Qは、 $Q=Q2$ とすることができる。（しかし、この場合においても計画BOD負荷量の算定にはBOD濃度参考値をそのまま用いる必要がある。） ④結婚式場で飲食を伴うものは、宴会場有りで算定するなどの配慮が必要である。
○	○	×	○	○	①利用者が1日数回転見込まれる施設を想定している。 ②水のBODは、浴室排水のみを想定し、50mg/Lと規定されており、厨房排水などが排水される場合は、150mg/Lを採用するなどの配慮が必要である。
○	○	×	○	○	①定員には、職員・従業員も含まれる。
○	○	×	○	○	①業務用厨房とは、内部職員の食事または、患者給食のために使用する厨房をいい、外来、見舞客等も利用する場合は、別途算定し加算するなどの配慮が必要である。 ②患者のリハビリ療法のひとつとして調理を行うような場合は、汚水量・BOD量を考慮し加算するなど配慮が必要である。 ③洗濯設備は、病衣、手術衣、白衣、シーツなどを集めて洗濯する設備をいい、家庭用電気洗濯機が2～3台置かれている程度のもは、業務用洗濯設備に含まないので留意が必要である。 ④病院等に看護婦、職員等の宿泊施設が設けられている場合は、これらは宿舎として別途加算します。 ⑤臨床検査部門、放射線関係、手術室、人工透析施設等業務に関する排水は浄化槽法第2条に基づく処理対象排水の範疇以外のものとし、別途処理するなど配慮が必要である。
○	○	×	○	○	①診察、治療用排水は浄化槽に入れないでください。 ②動物の糞尿等は、浄化槽法第2条に基づく処理対象排水の範疇以外のものとし、別途処理するなど配慮が必要である。

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員算定式 及び算定単位		汚水量	BOD (mg/L)	排水時間 (時間)	
5	店 舗 関 係	イ	店舗・マーケット 類似建築用途 美容院・美容院・コインランドリー 自動販売機により飲食させる店舗 容器残留物を汚水系に排出しないように特別の措置が講じられている（以下「容器別処理」と言う。） ファーストフードの客席部分・持ち帰り専用弁当店、持ち帰り専用寿司店の販売部分 ペットショップ・ホームセンター・クリーニング店 コンビニエンスストア	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	15 (L/m ² ・日)	150	8
		ロ	百貨店	n=0.15A		30 (L/m ² ・日)	150	8
	ハ	飲 食 店	一般の場合 類似建築用途 仕出し屋・弁当屋 お好み焼き店・ラーメン専門店 レストラン（和洋食を共に提供するようなものをいう。） ファミリーレストラン・郊外レストラン・ドライブイン バー・キャバレー・スナック・ビアホール 屋上ビアガーデン 容器別処理以外のファーストフード店 容器別処理のファーストフード店の厨房部分・手作り和洋菓子店の厨房部分	n=0.72A		130 (L/m ² ・日)	220	8
			汚濁負荷の高い場合 類似建築用途 中華料理専門店・焼肉店・洋食系料理専門店 料理の種類が未定の店舗	n=2.94A		260 (L/m ² ・日)	450	8
			汚濁負荷の低い場合 類似建築用途 そば店・うどん店・貸席・料亭・和食系料理専門店 持ち帰り専用寿司店の厨房部分	n=0.55A		110 (L/m ² ・日)	200	8
			共通事項					
	ニ	喫茶店	n=0.80A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)		160 (L/m ² ・日)	150	10

型 式					備 考
第 1	第 6		第 7～11		
～50	51～100	101～500	501～		
	沈分	沈分	流調		
○	○	○	○	○	<p>①家具・家電・自動車・自転車・バイク・ボート・ショールーム等の専門店で、売場面積に対し外来客の収容人員が少ないことが明らかな場合は、その部分について一般店舗より少ない、処理対象人員として算定することができる。</p> <p>②鮮魚店・総菜店等は実状に応じて [ハ] の飲食店を適用するなどの配慮が必要である。</p> <p>③ペットショップにおいては、動物の糞尿及びペット美容の排水は別途処理するなどの配慮が必要である。</p> <p>④クリーニング店の業務用排水は別途処理するなどの配慮が必要である。</p> <p>⑤コンビニエンスストアで、おでん、揚げ物、シェーク等、一般的に汚濁負荷の高いファーストフードを提供する場合は、[ロ] の百貨店を適用するなどの配慮が必要である。</p>
	○	×	○	○	<p>①店舗・マーケットで延べ面積が 1,500 m²を超え、飲食店・娯楽施設を併設する等、外来客の滞在時間が比較的最長と考えられる大規模店舗は、百貨店とみなし算定する。</p> <p>なお、店舗内に飲食部分がある場合は[店舗関係 ハ]の項により算定し加算するなどの配慮が必要である。</p>
○	○	×	○	○	<p>①仕出し屋・弁当屋においては、一般に客席はないが、店内で加工して販売することがあるので、[飲食店 一般の場合]を適用する。ただし、大規模（排水量 50 m³/日以上）の弁当製造業を除く。</p> <p>②仕出し屋・弁当屋において、提供する食数及び調理内容により油物等が多い場合は、厨房部分に関し汚濁負荷の高い場合を適用するなどの配慮が必要である。</p> <p>③持ち帰り専用弁当店の客席部分については、[店舗関係 イ]で算定することができる。</p> <p>④ラーメン専門店において、調理品目・内容により油物等が多い場合、汚濁負荷の高い場合を適用するなどの配慮が必要である。</p> <p>⑤屋上ピヤガーデンにおいては、屋上の使用部分の面積を延べ面積とみなすなどの配慮が必要である。</p> <p>⑥容器別処理のファーストフード店の客席部分については、[店舗関係 イ]で算定することができる。</p>
○	○	×	○	○	
○	○	×	○	○	<p>①持ち帰り専用寿司店の客席部分については、[店舗関係 イ]で算定することができる。</p> <p>②調理品目・内容により、一般の場合と同程度の汚濁負荷が発生すると考えられる場合は、一般の場合を適用するなどの配慮が必要である。</p>
					<p>①一般の飲食店の営業時間を 10 時間/日程度と規定しており、24 時間営業が行われる場合は、水量が 1.5 ～2.0 倍増加すると推定される。そのため、実態に合わせた処理対象人員の算定を行うなどの配慮が必要である。</p>
○	○	×	○	○	

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員算定式 及び算定単位		汚水量	BOD (mg/L)	排水時間 (時間)	
	イ	ロ	ハ	ニ				
6 設 施 関 係	イ	玉突場・卓球場	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	15 (L/m ² ・日)	150	8	
	ロ	パチンコ店 類似建築用途 ゲームセンター	n=0.11A		22 (L/m ² ・日)	150	12	
	ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ 類似建築用途 カラオケボックス・カラオケハウ ス・カラオケルーム	n=0.15A		30 (L/m ² ・日)	150	8	
	ニ	ディスコ 類似建築用途 ダンスホール	n=0.50A		100 (L/m ² ・日)	150	6	
	ホ	ゴルフ練習場 類似建築用途 パターゴルフ場	n=0.25S	n:人員(人) S:打席数(席)	50 (L/席・日)	150	10	
	ヘ	ボーリング場	n=2.50L	n:人員(人) L:レーン数(レーン)	500 (L/レーン・日)	150	10	
	ト	バッティング場	n=0.20S	n:人員(人) S:打席数(席)	40 (L/席・日)	150	10	
	チ	テニス場	ナイター設備を 設ける場合	n=3S	n:人員(人) S:コート面数(面)	600 (L/面・日)	150	10
		類似建築用途 屋外ゲートボ ール場	ナイター設備を 設けない場合	n=2S		400 (L/面・日)	150	10
	リ	遊園地・海水浴場 類似建築用途 梨狩り・ブドウ狩り・リンゴ狩り 等の観光農園	n=16C	n:人員(人) C:総便器数(個)	2,400 (L/個・日)	260	7	
	ヌ	プール・スケート場	$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$	n:人員(人) C:大便器数(個) U:小便器数(個) t:単位便器当たり 1日平均使用時 間(時間) t=1.0~2.0	—	150	10	
	ル	キャンプ場	n=0.56P	n:人員(人) P:収容人員(人)	70 (L/人・日)	320	8	
	ヲ	ゴルフ場 類似建築用途 ミニゴルフ場	n=21H	n:人員(人) H:ホール数(ホール)	250 (L/人・日)	130	10	
	各項の共通注意事項							

型 式					備 考
第 1	第 6			第 7～11	
～50	51～100	101～500		501～	
	沈分	沈分	流調		
○	○	○	○	○	①専ら飲食等を提供するものに限る。軽食・食事を提供するものはその内容により、[店舗関係 ハ]の項で算定するなどの配慮が必要である。
○	○	○	○	○	①パターゴルフ場については、1ホールを4人が使用するものと考えて(0.25×4=1.0)となる。n=H(ホール数)とする。
○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	①プールにおける[t]の参考値は、会員制プール及びホテル内プールの場合、t=1.5、一般の場合は、t=2.0、学校の場合は、t=1.0とする。
○	○	○	○	○	①キャンプ場でシャワーがある場合は、[集会場施設関係 ハ]のシャワーに準じて加算するなどの配慮が必要である。
○	○	×	○	○	①ゴルフ場のクラブハウス内に、宿泊施設・飲食店がある場合は、別途加算するなどの配慮が必要である。 ②ゴルフ場のコース途中に設置されている便所は、公衆便所として、休憩所(茶屋)は、店舗として別途算定し、加算するなどの配慮が必要である。
					①営業時間が建築用途別排水時間を超える場合は、その分を加算して算定する。(例えば、ボーリング場で営業時間が15時間の場合は、処理対象人員を15/10倍する。)

類似用途別番号	建築用途				処理対象人員算定式 及び算定単位		汚水量	BOD (mg/L)	排水時間 (時間)	
7	駐 車 場 関 係	イ	サービス エリア	便所	一般部	n=3.60P	n:人員(人) P:駐車場ます数 (ます)	820	300	12
					観光部	n=3.83P		(L/ます・日)		
				売店	売店無しPA	n=2.55P	170	350	12	
					一般部	n=2.66P				(L/ます・日)
			観光部	n=2.81P						
		ロ	駐車場・自動車車庫		$n=(20C+120U)/8 \times t$	n:人員(人) C:大便器数(個) U:小便器数(個) t:単位便器当り 1日平均使用時間(時間) t=0.4~2.0	—	—	12	
		ハ	ガソリンスタンド		n=20	n:人員(人) 1営業所当たり	—	—	8	
8	学 校 施 設 関 係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校 類似建築用途 花・茶・ピアノ等の教室・カルチャーセンター・塾・託児所・盲学校・ろう学校・養護学校・学童保育所		n=0.20P	n:人員(人) P:定員(人)	50	180	8	
		ロ	高等学校・大学・各種学校 類似建築用途 自動車教習所・高等専門学校・予備校		n=0.25P	n:人員(人) P:定員(人)	60	180	8 夜間課程を含む排水時間(12)	
		ハ	図書館 類似建築用途 美術館・博物館・展示場		n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	16	150	5	
9	事 務 所 関 係	イ	事務所	業務用厨房設備を設ける場合	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	10	200	8	
			類似建築用途 銀行・庁舎・証券会社・郵便局・派出所 宿泊を伴わない研修所	業務用厨房設備を設けない場合	n=0.06A		10			8

型 式					備 考	
第 1	第 6		第 7～11			
～50	51～100	101～500				501～
	沈分	沈分	流調			
○	○	○	○	○	①便所と売店がある場合は、それぞれに適用加算し、飲食店がある場合は、別途算定し、加算するなどの配慮が必要である。 ②便所の汚水量は、小便器について押しボタン式の条件で規定してあるため、自動洗浄方式を採用する場合は、水量が多くなることから、計画に際しては十分配慮する必要がある。	
○	○	○	○	○		
○					①給油施設以外に画廊、飲食店等が併設されているものは、別途算定し、加算するなどの配慮が必要である。	
○	○	×	○	○	①学校における便所洗浄方式は、洗浄方式及び設定条件により水量が著しく異なる。また、給食施設の有無により水量が異なるため、計画に際しては十分配慮する必要がある。 ②定員には、教職員を含みます。	
○	○	×	○	○	①定時制の高校、二部制の大学の場合は、定員の1/4を処理対象人員に加算することができる。 ②学校に隣接しない別敷地に体育館を建設する場合は、[集会施設関係 ハ]の項により算定することができる。 ③グラウンドで床面積のない場合は、授業定員で[学校施設関係 ロ]により算定することができる。 ④生協等の購買部は、定員に含めるものとし、食堂は[店舗関係]により別途算定し、加算するなどの配慮が必要である。 ⑤大学は、理科系・文化系など、専門別で汚水の水量及び水質が異なる場合もあるので、計画に際しては十分配慮する必要がある。 また、理科系の実験・実習排水及び放射線排水は、浄化槽に流入させてはならない。	
○	○	○	○	○		
○	○	×	○	○	①郵便局については、事務所部分の面積を対象とし、作業部分については、[作業場関係 イ]により別途算定し、加算するなどの配慮が必要である。 ②食事を提供する施設が、事務所内に設けられている場合は、業務用厨房設備とする。ただし、湯沸室などは該当しない。 ③厨房設備無しの場合は、算定汚水量の参考値を基に算出した計画汚水量をQ1、人槽に算定基礎汚水量（200L/人・日）を乗じて算出した計画汚水量をQ2とすると、決定計画汚水量Qは、Q=Q2とすることができる。 （しかし、この場合においても計画BOD負荷量の算定にはBOD濃度参考値をそのまま用いる必要がある。）	
○	○	○	○	○	④事務所に付随する倉庫、書庫等は事務所面積に含まれます。 ⑤工事現場事務所は事務所として算定しますが、現場作業員及び資材搬入車の乗務員については、別途加算します。 ⑥事務所内に喫茶店、入浴設備、売店等の用途が含まれる場合は別途加算します。	

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員算定式 及び算定単位		汚水量	BOD (mg/L)	排水時間 (時間)		
10	作業場関係	イ	工場・作業場・研究所・試験所	業務用厨房設備を設ける場合	$n=0.75P$	n:人員(人) P:定員(人)	100 (L/人・日)	300	8 交替勤務 12~24
			類似建築用途 倉庫・アトリエ・卸売り店舗 宿泊のない授産施設・郵便局の作業部分	業務用厨房設備を設けない場合	$n=0.30P$		60 (L/人・日)	150	8
11	1~10の用途に属さない施設	イ	市場		$n=0.02A$	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	4.2 (L/m ² ・日)	200	10
			ロ	公衆浴場 類似建築用途 サウナバス・健康ランド浴場・レジャー浴場			$n=0.17A$	33 (L/m ² ・日)	50
		ハ		公衆便所 類似建築用途 ハウジングセンター内便所・公園便所		$n=16C$	n:人員(人) C:総便器数(個)	—	—
			ニ	駅・バスターミナル	$P < 100,000$ の場合	$n=0.008P$	n:人員(人) P:乗降客数(人/日)	—	—
$100,000 \leq P < 200,000$ の場合	$n=0.010P$								
$200,000 \leq P$ の場合	$n=0.013P$								

型 式					備 考
第 1	第 6		第 7～11		
～50	51～100	101～500	501～		
	沈分	沈分	流調		
○	○	×	○	○	①工場等で、2交替制、3交替制勤務が行われる事業所等で、延べ作業人員（2交替の場合は、定員×2）を定員として算定することができる。
○	○	○	○	○	②①の事業所等で、作業員用に浴室が設けられている場合であって、使用水量が多く汚濁負荷の高い場合は、業務用厨房設備が「有り」とみなすことができる。
○	○	×	○	○	③作業人員は、トラックの運転手、助手等の利用率も考慮する。
○	○	○	○	○	④研究・試験施設の実験、分析による排水は、別途処理するなどの配慮が必要である。
○	○	×	○	○	⑤弁当製造を業とする作業場からの排水は、浄化槽法第2条に基づく処理対象排水の範疇以外のものとし、別途処理するなど配慮が必要である。
○	○	○	○	○	①市場は青果市場と生花市場をいい、食肉市場と魚市場は含まれない。食肉市場は作業場排水系に属するものであり、別途処理するなどの配慮が必要である。
○	○	○	○	○	①娯楽施設等が併設されている場合は、その部分の用途で別途算定し加算するなどの配慮が必要である。
○	○	○	○	○	②短期間に多量の排水が浄化槽に流れ込むことにより、浄化槽の負荷が大きくなり左右される場合、適正な流量調整槽を配置するなどの配慮が必要である。
○	○	○	○	○	①利用状況により、汚水量が実情に合わない場合には、排水実態にあった浄化槽の計画を行う必要があり、十分な配慮が必要である。
○	○	○	○	○	①乗客数は通常時の人員であるが、観光地等特殊な場合においては、ピーク時等を考慮し、処理対象人員を算定するなどの配慮が必要である。

第3章 浄化槽の設計基準

浄化槽の構造方法は建設省告示第 1292 号（昭和 55 年 7 月 14 日）（改正昭和 63 年 3 月 8 日建設省告示第 342 号・平成 3 年 2 月 1 日建設省告示第 135 号・平成 7 年 12 月 27 日建設省告示第 2094 号・平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1465 号・平成 13 年 3 月 28 日国土交通省告示第 353 号・平成 18 年 1 月 17 日国土交通省告示第 154 号）により定められていますが、詳細については次の基準により設計してください。

1 一般構造

(1) 設置条件

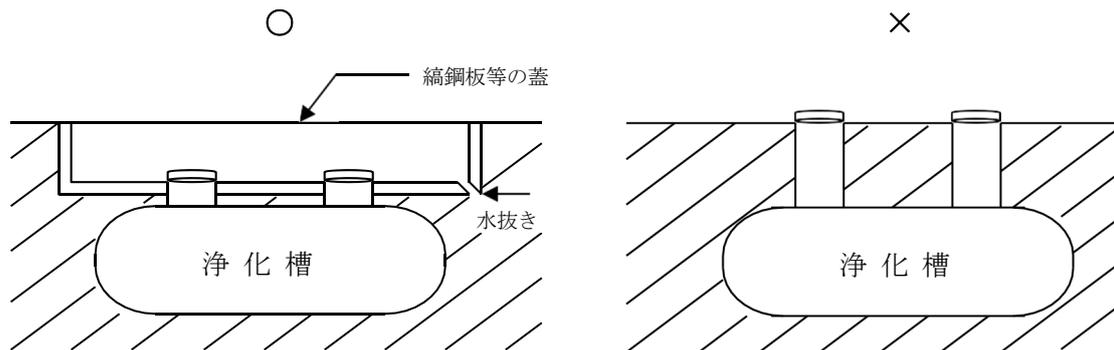
ア 浄化槽の設置位置は、敷地の安全性を考慮して決定してください。

イ 浄化槽の構造は、保守点検及び清掃が容易かつ安全に行うことができるようにしてください。

ウ 深埋めは、点検口上部から水面までの距離が遠くなり、槽内の点検、清掃等の作業性の悪化や危険を伴うことが予測され、また、場合によっては浄化槽本体に悪影響を及ぼすこともありますので、嵩上げは 0.3m 以下として下さい。

やむを得ず嵩上げが 0.3m を超える場合は、浄化槽上部に図-1 に示すようなピットを設けてください。

図-1



エ 悪臭を生じる恐れのある部分は、設置場所周辺の状況に応じて、密閉するか、臭突管又はその他の脱臭装置などを設けてください。

オ 設置位置の選定に当たっては、特に付近住民の生活環境を阻害しないよう十分注意するとともに、清掃作業車の停止位置などによって紛争が生じることがないように考慮してください。

(2) 地上設置条件

ア 浄化槽本体及び配管等が地震、風圧等に対して、亀裂・転倒破損を起こさないよう、十分な対策を講じてください。

イ 浄化槽本体外装は、耐候性に優れた材質を使用するか、表面に塗料処理などを行い、劣化防止を図ってください。

ウ 容易かつ安全に保守点検及び清掃作業が行えるよう、点検架台を設けてください。

なお、工場生産型浄化槽に設ける架台は、浄化槽本体に直接外部からの異常な荷重が加わらないような構造としてください。

(3) 構造強度

ア 構造計算は、建築基準法、建築基準法施行令並びに日本建築学会基準に従い行ってください。

イ 事前に浄化槽上部、その周辺の利用方法及び建物、擁壁及び崖地などの影響について、安全な構造となるよう、調査してください。

ウ 地耐力の設計に当たっては、設置後に地盤沈下を起こさないよう、事前にボーリングなどの調査を行ってください。

エ 底盤、耐力壁、梁、柱、杭などの部材の設計は長期で行ってください。

また、間仕切壁で両側の水圧が通常等しい場合は短期設計も可能です。

オ 床スラブ、耐力壁に設ける開口部は、強度上十分な径の補強筋で補強するとともに、床スラブ、耐力壁自体には十分な厚みを持たせてください。

カ ベタ基礎及び耐力壁の底盤の構造計算は、槽内部が空水での片側荷重の状態で行ってください。

キ 流量調整槽の基礎をベタ基礎で設計する場合、底盤にかかる地反力の値は、流量調整槽は空水で、他の全ての槽は満水状態時の値で行ってください。

ク 杭基礎の底盤の構造計算は、槽は満水状態とし、かつ、底盤にかかる反力はないものとして行ってください。

ケ 浄化槽がヒューム管又はプラスチック製で2槽以上になる場合は、両者の底盤は一体構造型で施工してください。

なお、底盤厚の設計には鉄筋径、配筋ピッチ等にも十分留意する必要があります。ただし、地盤の状況によってはその必要はありません。

コ 各種施工方法のうち、潜函工法は、原則として行わないでください。

(4) 設備機能

ア 原水をポンプにより沈殿分離槽に流入させる場合は、沈殿分離効果を阻害させないため、流量調整計量槽を設けてください。

イ 沈殿分離室のスラブ下面と汚水面との間隔は、保守点検及び清掃等のために必要にして十分な間隔を確保してください。

ウ ばっ気装置及び付属物の構造は、閉塞及び異物の付着などが生じないような構造としてください。

エ 槽内に設置して使用するモーターなどの駆動部は、防湿型としてください。

オ 電気系統は、漏電や絶縁不良事故などを防止するため、とくに室内に設置する照明器具類等は防湿型とし、また、屋外に設置するコンセント、プラグ類などは防水型もしくは防雨型を使用してください。

カ 換気用送風機及びばっ気用ブロワの設置台には、防水の処置を講じるとともに、振動、騒音の防止対策も講じてください。

キ ばっ気槽及び接触ばっ気槽においては、散気量の微調整を行う必要があるため、散気量調整が容易に行える調整装置を設けてください。

ク 31人槽以上においては、故障に備えて予備のブロワ等を備えてください。

ケ ポンプ排水装置を設置する場合は、原則的に2台設置とし、交互自動運転とします。ただし、50人槽以下の場合は、1台を手動運転としても差し支えありません。また、排水ポンプ槽の有効容量は、日平均汚水量の15分以上とします。

コ マンホールは、保守点検、清掃及び補修交換が容易にできる箇所に設けてください。

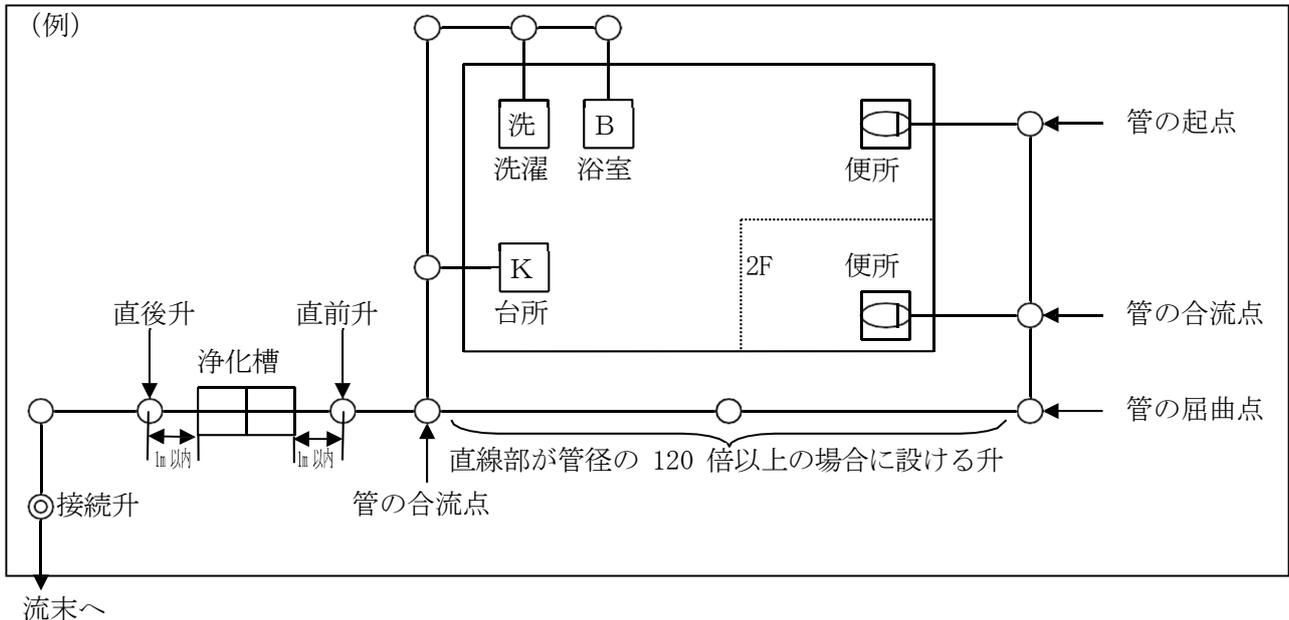
サ 排気管または臭突管は、とくに自然排気を行う場合は、径は100mm以上とし、高さは3m以上確保しておくことが望ましく、かつ、排気口の位置は、住宅などの密集した地域では、軒上となるようにしてください。

ただし、強制排気装置や脱臭装置を設ける場合は、周囲の状況によってはその必要がありません。

(5) 排水管関係

ア 便所、台所、洗濯及び浴室から浄化槽までの配管の起点、終点、合流点、屈曲点及び管径又は管種が異なる箇所並びに直線部においては管径の120倍以下の間隔ごとにインバート升などを設けてください。（その他図-2を参照してください。）

図-2



イ 配管は、施工及び維持管理の上から、できるだけ建物、池、植木等の下を避けてください。

ウ 導入管路部に設けた升及び浄化槽のマンホールは、雨水が侵入しない構造としてください。

エ 導入管路には、浄化槽を通らずに放流される枝管は設けないでください。

オ 地下階に便所を設けるため、浄化槽処理水を含めた下水が地下排水槽を経由しなければ放流できない場合の地下排水槽の構造等は、建築基準法施行令第129条の2の5の規定に基づき、設計してください。

また、公共下水道の告示に備えて、排水管の系統や管径等の変更等に考慮しておく必要があります。

カ 浄化槽の直前升、直後升は浄化槽から1m以内に設置してください。

キ 上記のほか、施工にあたっては、「横浜市排水設備要覧」の「施工上の注意」に準じて施工してください。

(6) その他

ア マンホールには、転落防止の処置を講じてください。

イ 浄化槽の汚泥清掃後の水張り及び維持管理用として、浄化槽の近辺に屋外給水栓を設けてください。

2 設計基準

生活排水以外の工場廃水（合併処理浄化槽により処理可能な雑排水は除く）・雨水・プール排水・洗車排水・冷却排水・屋外の給水栓の排水・受水槽の水抜の排水（オーバーフロー管）・ドレーン排水・温泉排水などは浄化槽へ流入させることはできません。

設計にあたっては、次の諸点について十分考慮してください。

(1) 設計上考慮すべき事項

ア 地上設置のRC構造の浄化槽は、原則的に密閉しないでください。やむを得ず密閉にする場合は、維持管理上必要な部分にはマンホールを設けるとともに、手摺りなどを設け安全対策を講じてください。

イ 浄化槽の構造を、地下二重スラブとする場合の浄化槽上部床面から梁までの高さは、作業の安全及び維持管理に支障を生じない十分な高さを確保し、必要に応じて専用の階段室などを設けてください。

また、室内照明器具類等（照明、スイッチ等）は防湿型とし、スイッチの設置場所は、出入口に近接した場所に設けてください。

ウ 悪臭の発生が予測される部分は、可能な限り臭気漏れの無いような構造としてください。

また、構造上やむを得ない場合は臭突管又は脱臭装置などを設置するようにしてください。

エ 換気設備を設ける場合は、次の点に留意してください。

排気筒は施設屋外最上部まで延長させてください。

吸排気口は排気音が極力発生しない形状にしてください。また、吸排気口の設置場所は、周囲の状況及び風向等を考慮し、設置後周辺の迷惑にならない位置としてください。

換気回数は、おおむね1時間当たり10回以上としてください。

オ 送風機、計器監視盤等の電気設備の設置場所は、万一の浸水事故などに備えて地上設置にしてください。また、ポンプ、送風機等で予備のある機器の操作回路は自動的にバックアップできるようにしてください。

カ 機械室を設ける場合は、容易に機器の保守点検、修理が出来るスペースを確保するとともに、機器の搬出入に支障をきたさないよう配慮してください。

キ 流量調整槽の送風には、原則として他の送風機との併用をさけ、専用送風機を設けてください。

ク 処理対象人員 5,001人以上の浄化槽は、停電時の対応も考慮してください。

ケ 指定地域内の特定事業場（特定施設、指定地域特定施設を設置する工場・事業場）で、日平均排水量50m³以上排出する事業場では、排水の流量を計れる簡易水量計等を設けてください。また、日平均排水量 400m³以上排出する事業場では、積算水量計及び水質自動記録計を設けてください。

（昭和54年環境庁告示第20号）

コ 槽の危険水位や機器の故障を感知する警報装置を設置するとともに、事前に各機器用の予備品等を備えてください。なお、警報の行き先は、管理人室などしておくことが望ましい。

サ 飲食店、社員食堂の厨房排水、食品加工などの排水は、油脂分が多量に含まれている場合が多く、浄化槽に直接流入させると性能及び機能の低下等悪影響を及ぼすため、油脂分を適正に除去できる油水分離槽を油脂分の発生箇所付近に設けてください。

シ 調整操作箇所などに設ける各バルブ、フロートスイッチや操作盤には、誤操作防止用の標識札、名盤などを設けてください。

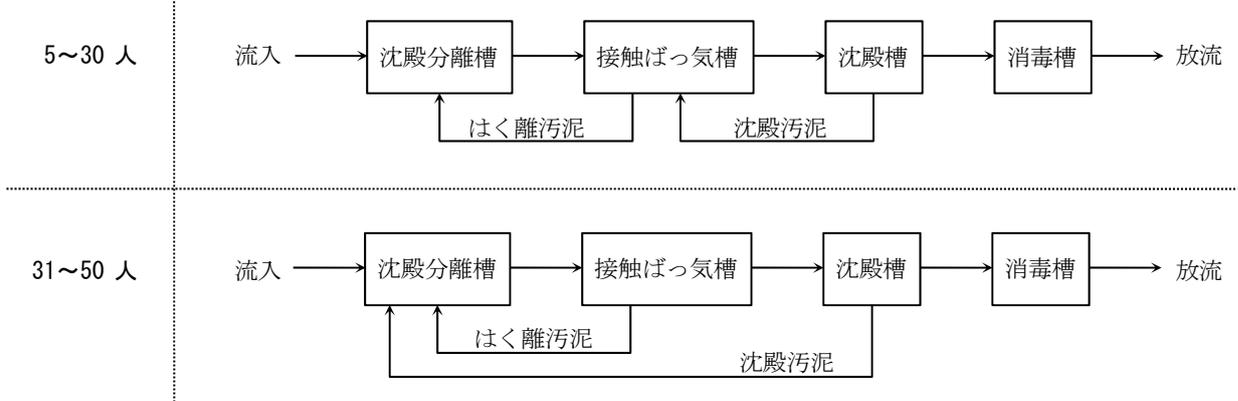
ス 槽の主な流入管、移流管、排出管は、閉塞を予防するため、使用する管の内径は150mm以上とし、材質は塩ビ管又は同等品とすることが望ましい。曲管部等の閉塞が予想される部分には、T字管等を使用し、閉塞トラブル解消に即応できるようにするとともに、バッフル板などを設置し、良好な整流を確保できるように考慮する必要があります。

セ 安全確保と浄化槽の破損を防ぐため、関係者以外の立入りができないように、浄化槽周辺に柵などを設け、かつ、必要な表示を行ってください。

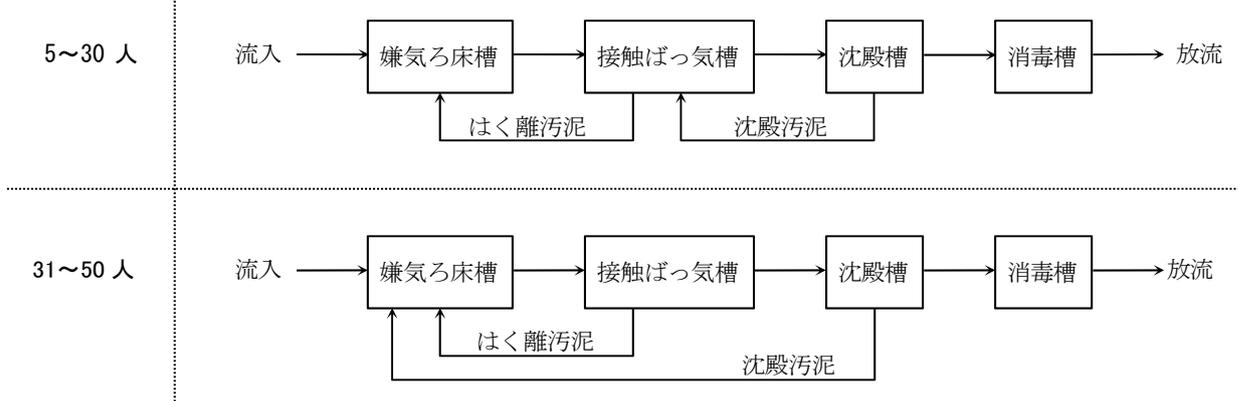
3 処理方式別の設計基準

処理方式のフローシートは、下記によるものとしてください。ただし、下記以外の国土交通大臣認定の処理方式を用いる場合は別途協議とします。また、SS等の処理性能については、構造方法第12に示されている表を参考にしてください。

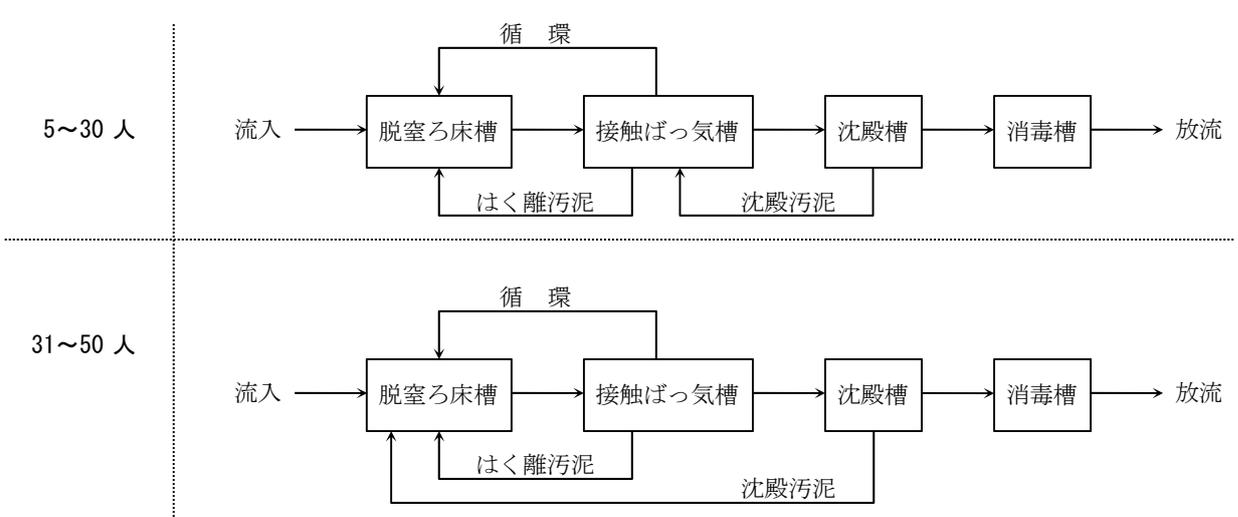
(1) 分離接触ばっ気方式（構造方法第1-1 BOD20mg/L以下 5~50人）



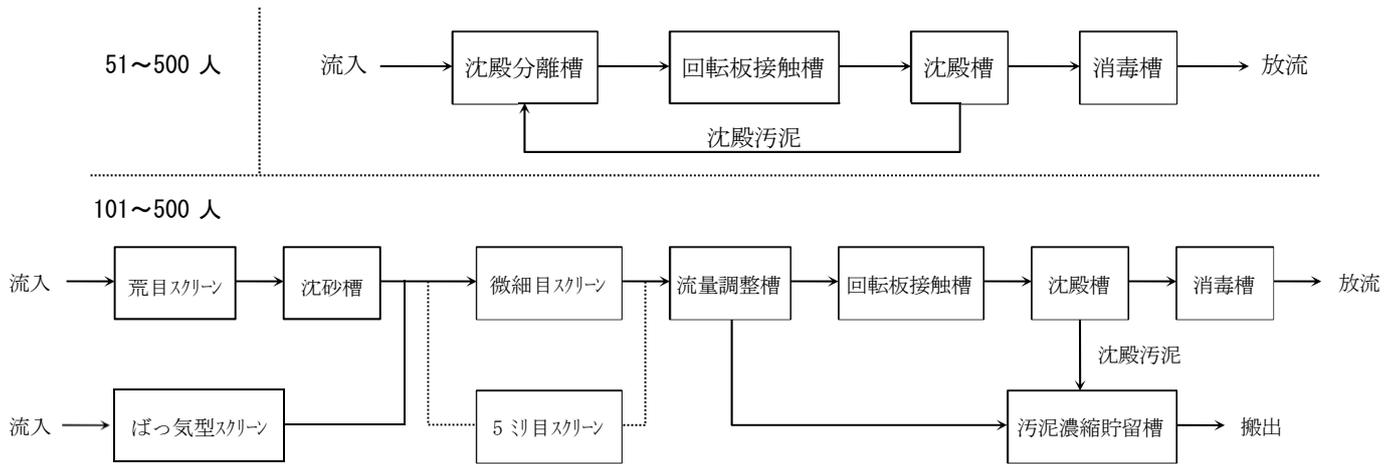
(2) 嫌気ろ床接触ばっ気方式（構造方法第1-2 BOD20mg/L以下 5~50人）



(3) 脱窒ろ床接触ばっ気方式（構造方法第1-3 BOD20mg/L以下、T-N20mg/L以下 5~50人）

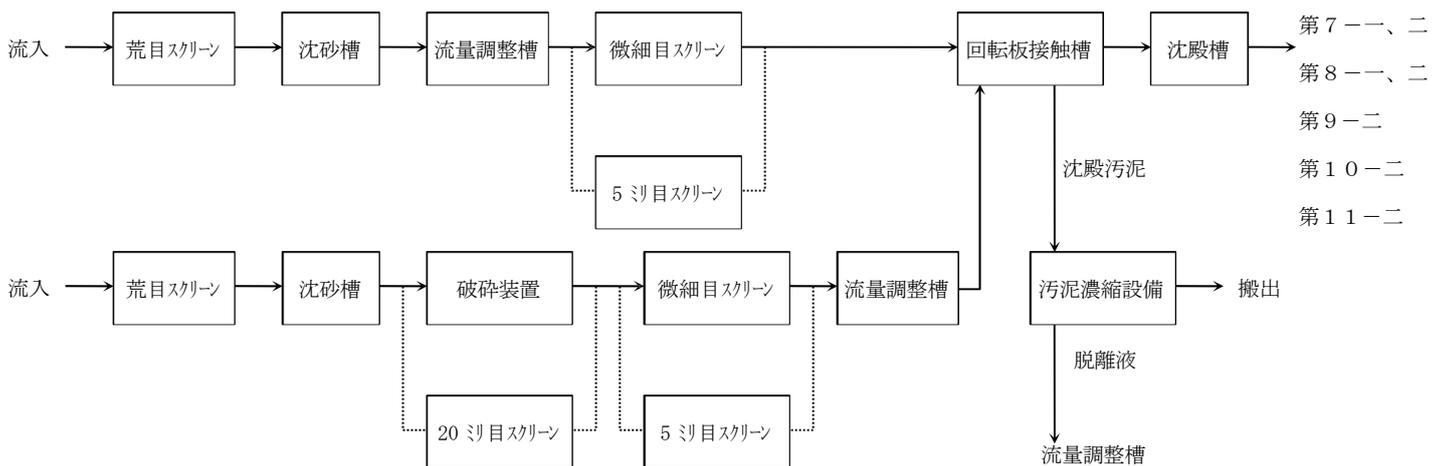


(4-1) 回転板接触方式 (構造方法第6-1 BOD20mg/L以下 51~500人)



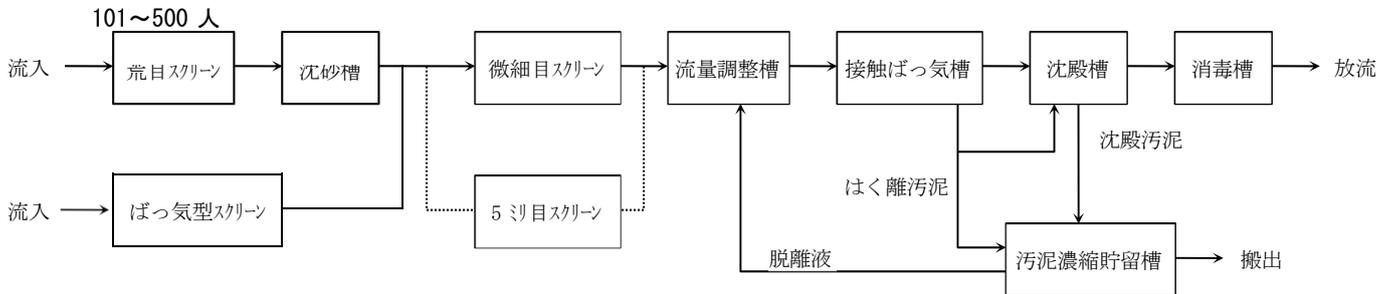
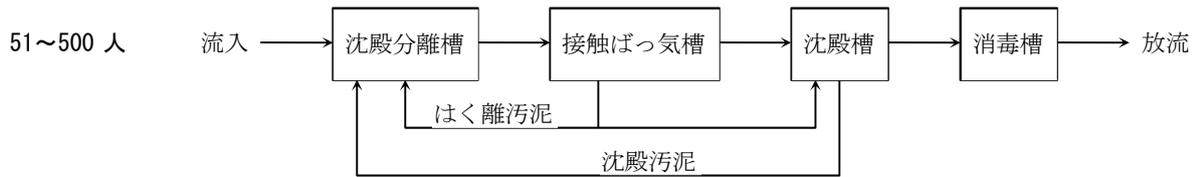
※ 荒目スクリーンと沈砂槽に替えてぼっ気型スクリーンにすることができる。

(4-2) 回転板接触方式 (構造方法第7-1、2、第8-1、2、第9-2、第10-2、第11-2の第6の構造部分 501人以上)



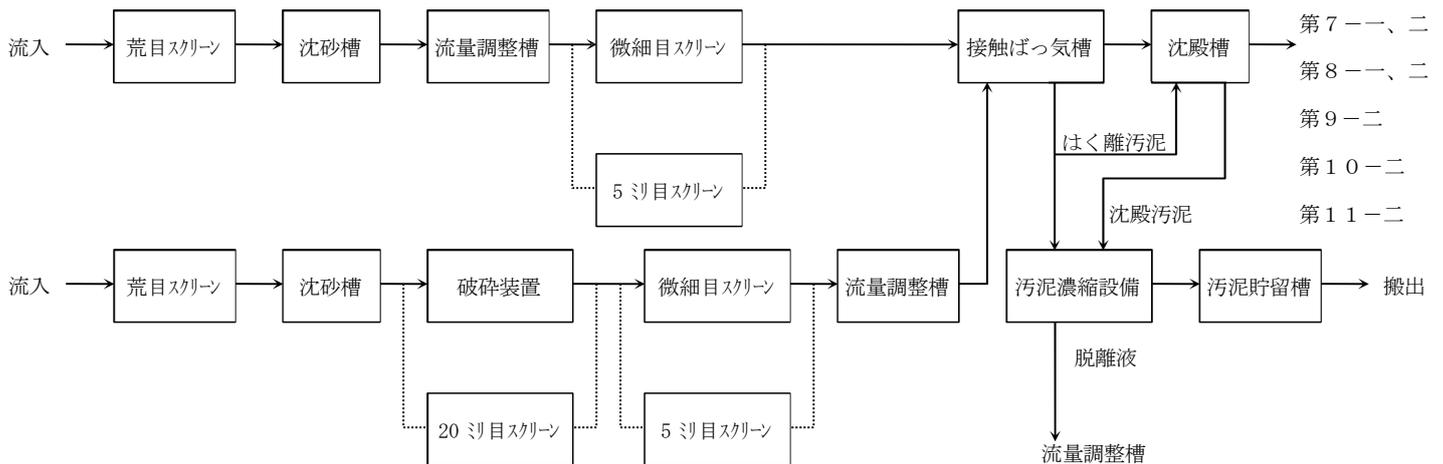
※ 流量調整槽の前に微細目スクリーンを設ける場合は、破碎装置と組み合わせる。

(5-1) 接触ばっ気方式 (構造方法第6-2 BOD20mg/L 以下 51~500人)



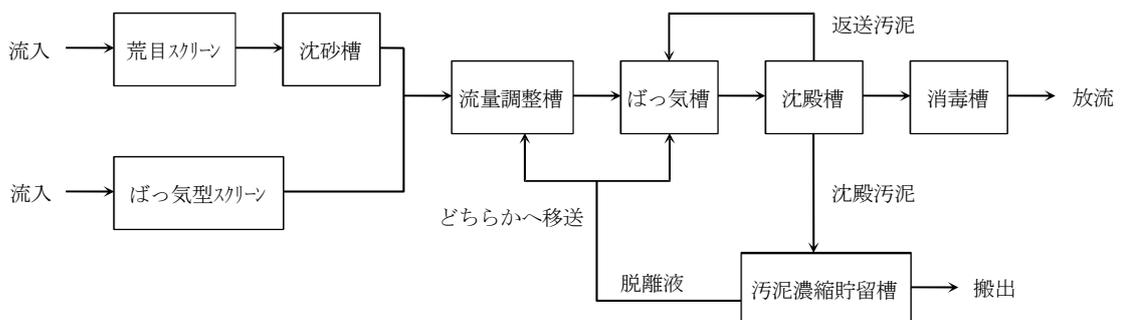
※ 荒目スクリーンと沈砂槽に替えてばっ気型スクリーンにすることができる。

(5-2) 接触ばっ気方式 (構造方法第7-1、2、第8-1、2、第9-2、第10-2、第11-2の第6の構造部分 501人以上)



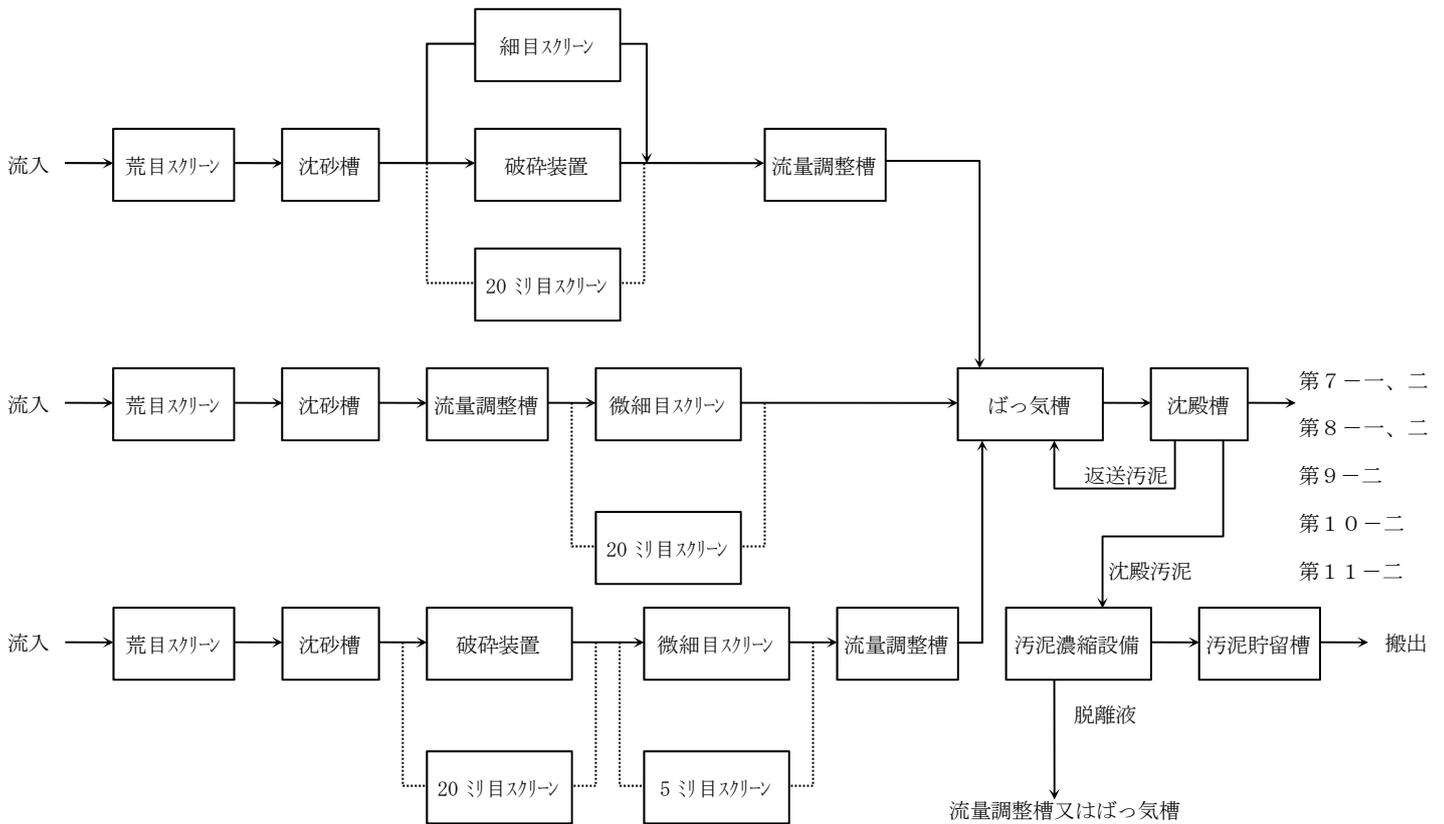
※ 流量調整槽の前に微細目スクリーンを設ける場合は、破碎装置と組み合わせる。

(6-1) 長時間ばっ気方式 (構造方法第6-4 BOD20mg/L 以下 101~500人)



※ 荒目スクリーンと沈砂槽に替えてばっ気型スクリーンにすることができる。

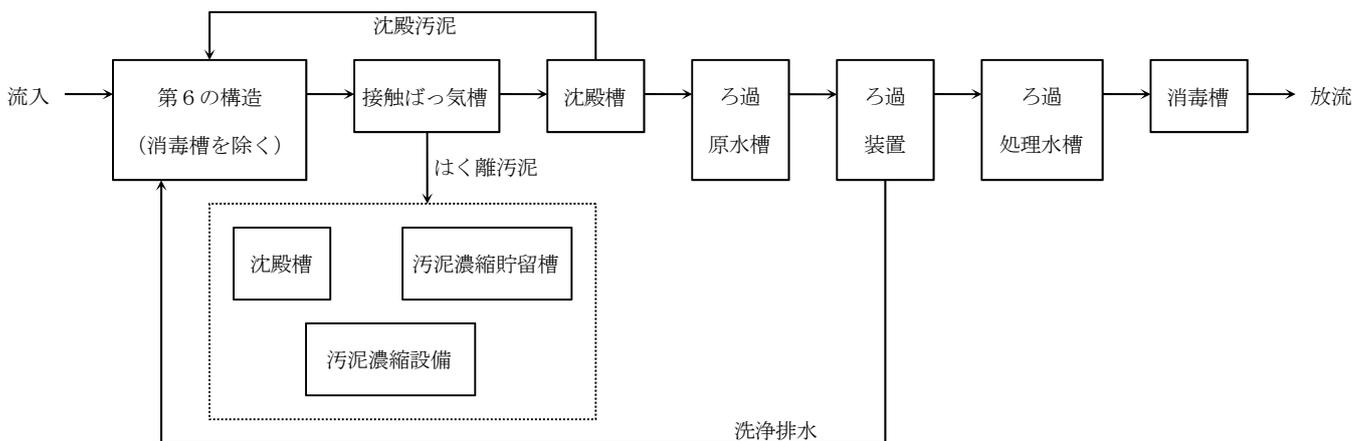
(6-2) 長時間ばっ気方式 (構造方法第7-一、二、第8-一、二、第9-二、第10-二、第11-二の第6の構造部分 501人以上)



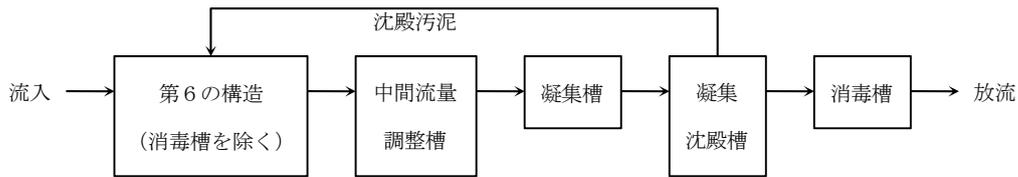
※ 流量調整槽の前に微細目スクリーンを設ける場合は、破碎装置と組み合わせる。

(7) 接触ばっ気・ろ過方式 (構造方法第7-一 BOD10mg/L以下、COD15mg/L以下 101人以上)

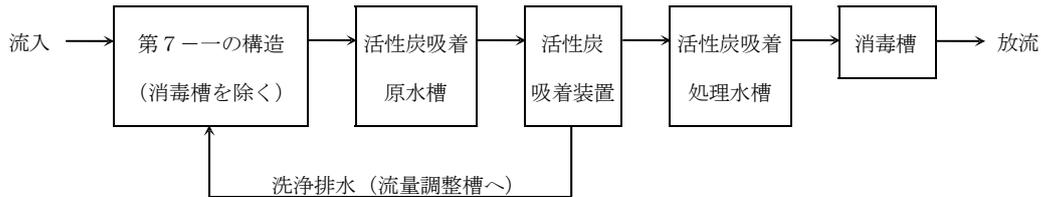
本方式は第6の構造の消毒槽を除いたものの後に接触ばっ気槽による生物膜処理とろ過設備を付加した方式です。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。



- (8) 凝集分離方式（構造方法第7-2 BOD10mg/L以下、COD15mg/L以下 51人以上）
本方式は第6の構造の消毒槽を除いたものの後に凝集分離設備を付加した方式です。



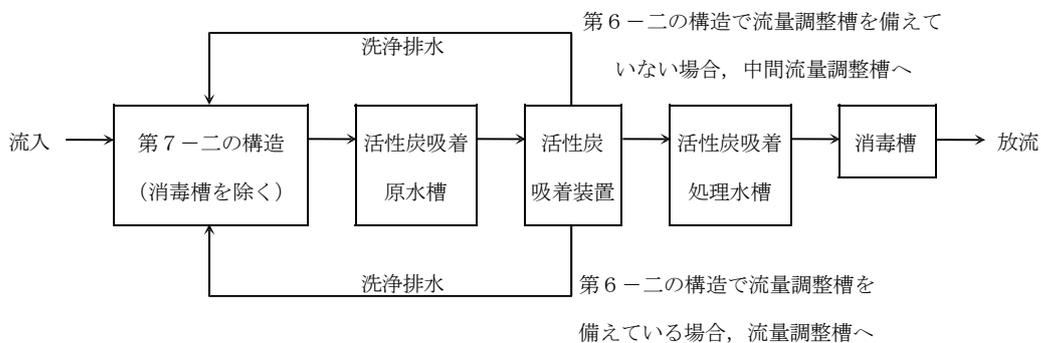
- (9) 接触ばっ気・活性炭吸着方式（構造方法第8-1 BOD10mg/L以下、COD10mg/L以下 101人以上）



本方式は第7-1の構造の消毒槽を除いたものの後に活性炭吸着設備を付加した方式です。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

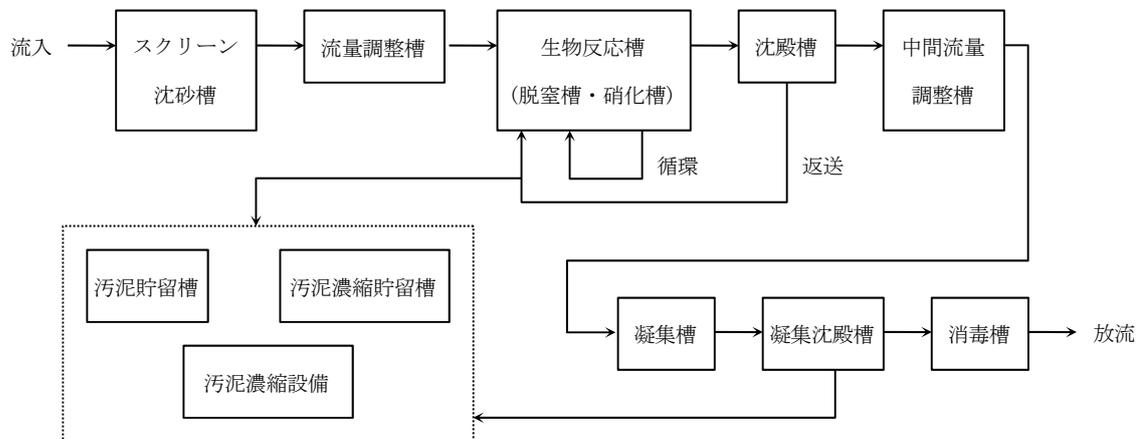
- (10) 凝集分離・活性炭吸着方式（構造方法第8-2 BOD10mg/L以下、COD10mg/L以下 51人以上）

本方式は第7-2の構造の消毒槽を除いたものの後に活性炭吸着設備を付加した方式です。



- (11) 硝化液循環活性汚泥処理方式（構造方法第9-1 BOD10mg/L以下、COD15mg/L以下、T-N20mg/L以下、T-P1mg/L以下、日平均汚水量10m³以上51人以上）

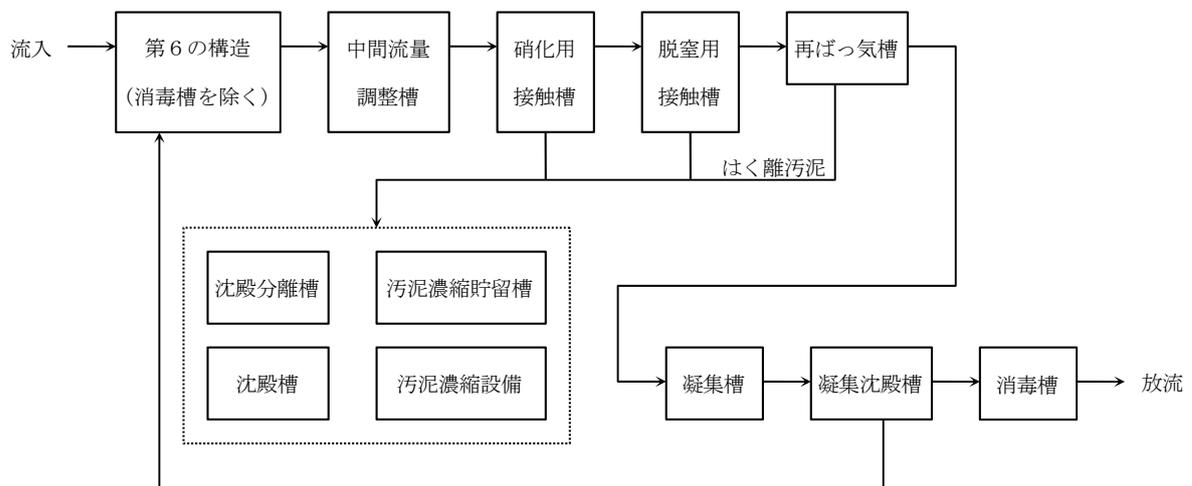
本方式は硝化液循環法による生物学的な窒素除去と凝集沈殿法によるリン除去を組合わせた方式です。



※ 汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮設備からの脱離液は流量調整槽か脱窒槽へ。

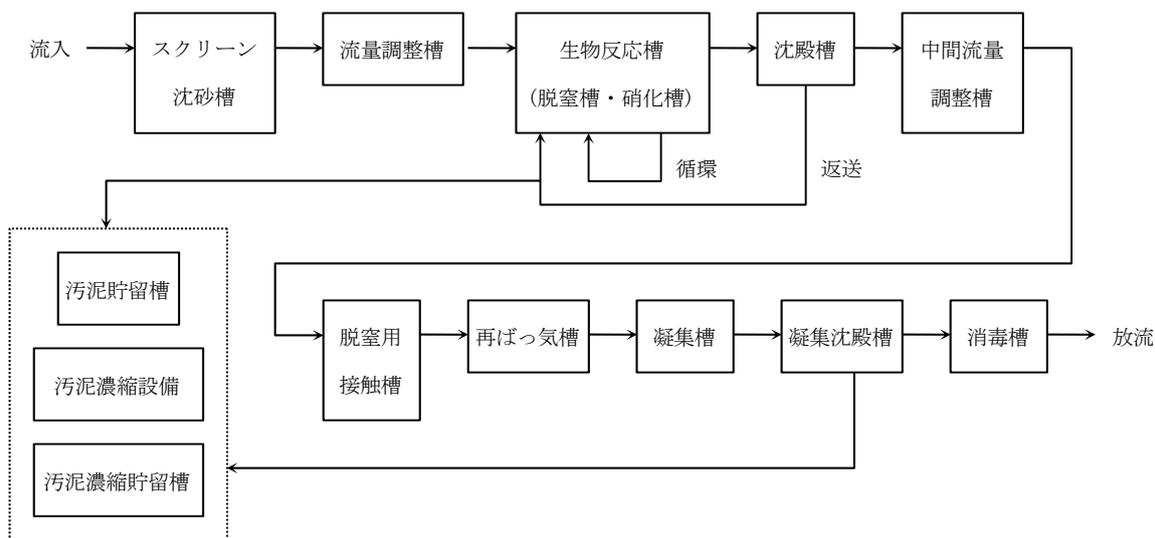
- (12) 三次処理脱窒・脱リン方式（構造方法第9-2 BOD10mg/L以下、COD15mg/L以下、T-N20mg/L以下、T-P1mg/L以下51人以上）

本方式は第6の構造の消毒槽を除いたものの後に設けた三次処理の構造で、硝化-脱窒による生物学的な窒素除去と凝集沈殿法によるリン除去を組合わせた方式です。



- (13) 硝化液循環活性汚泥処理方式（構造方法第 10-1 BOD10mg/L 以下、COD15mg/L 以下、T-N15mg/L 以下、T-P1mg/L 以下、日平均汚水量 10 m³ 以上 51 人以上）

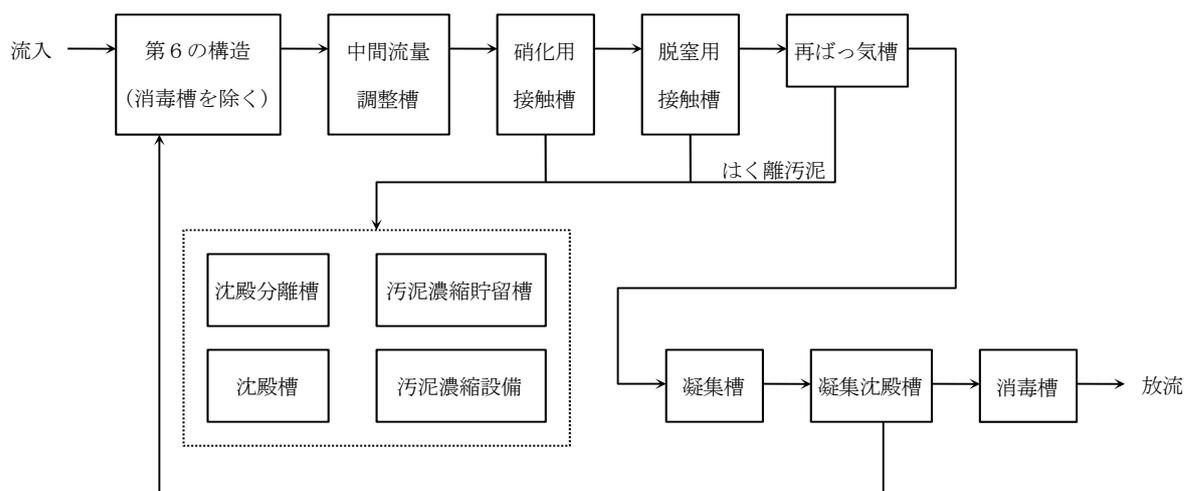
本方式は中間流量調整槽までは第 9-1 と同一構造・機能であり、中間流量調整槽と凝集槽間に新たに脱窒用接触槽を設置することにより、窒素除去性能の向上を図ったものです。その後段に設置した再ばっ気槽により残留メタノールなどの有機物の除去を行い、更にこの処理水に凝集剤を加え磷の凝集沈殿除去を行う方式です。



※ 汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮設備からの脱離液は流量調整槽か脱窒槽へ。

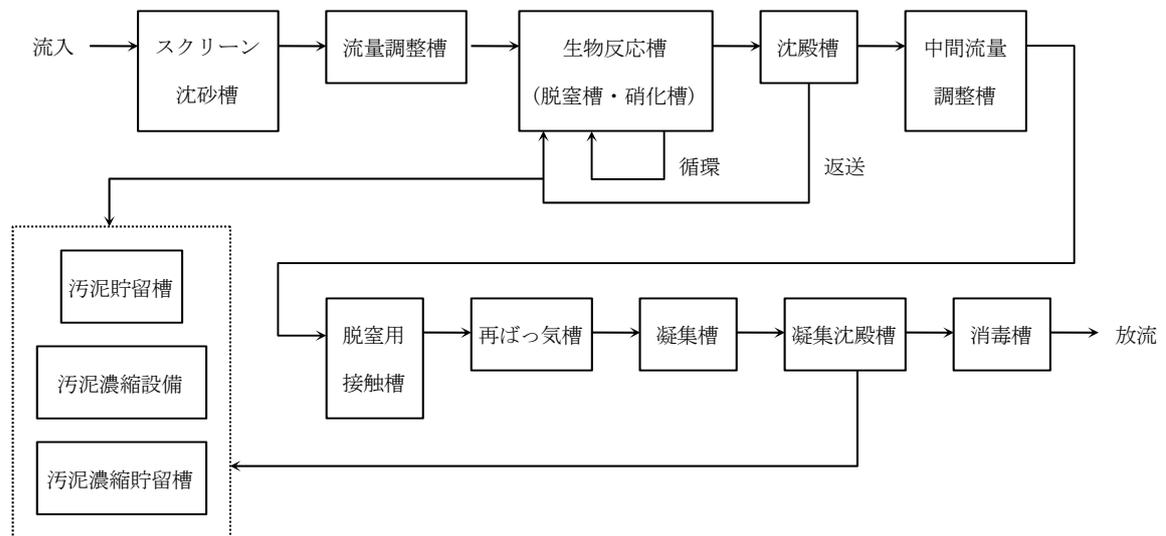
- (14) 三次処理脱窒・脱磷方式（構造方法第 10-2 BOD10mg/L 以下、COD15mg/L 以下、T-N15mg/L 以下、T-P1mg/L 以下 51 人以上）

本方式は第 6 の構造の消毒槽を除いたものの後に設けた三次処理の構造で、硝化-脱窒による生物学的な窒素除去と凝集沈殿法による磷除去を組合わせた方式です。



- (15) 硝化液循環活性汚泥処理方式（構造方法第 11-1 BOD10mg/L 以下、COD15mg/L 以下、T-N10mg/L 以下、T-P1mg/L 以下、日平均汚水量 10 m³ 以上 51 人以上）

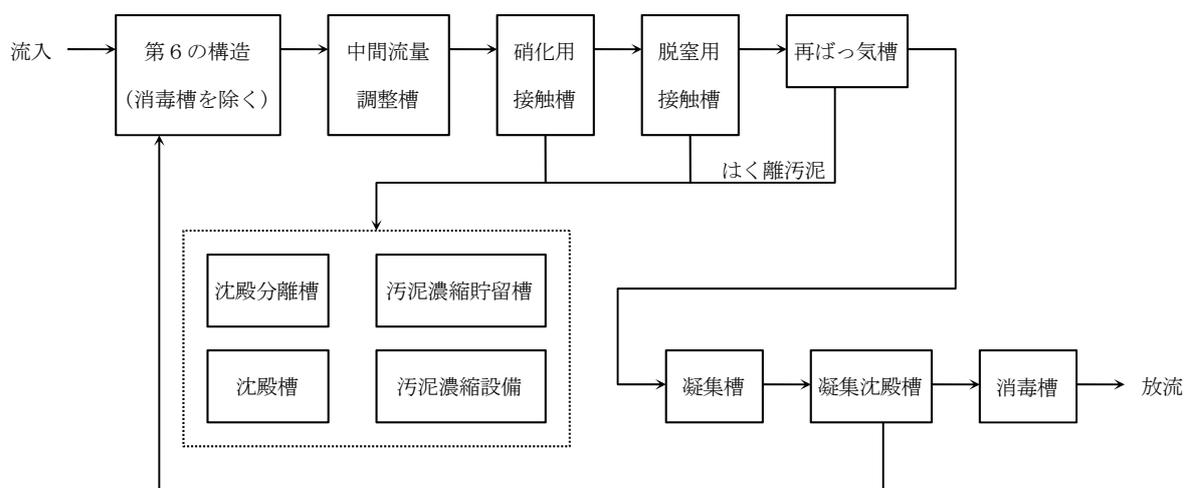
本方式は中間流量調整槽までは第 9-1 と同一構造・機能であり、中間流量調整槽と凝集槽間に新たに脱窒用接触槽を設置することにより、窒素除去性能の向上を図ったものです。その後段に設置した再ばっ気槽により残留メタノールなどの有機物の除去を行い、更にこの処理水に凝集剤を加え磷の凝集沈殿除去を行う方式です。



※ 汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮設備からの脱離液は流量調整槽か脱窒槽へ。

- (16) 三次処理脱窒・脱磷方式（構造方法第 11-2 BOD10mg/L 以下、COD15mg/L 以下、T-N10mg/L 以下、T-P1mg/L 以下 51 人以上）

本方式は第 6 の構造の消毒槽を除いたものの後に設けた三次処理の構造で、硝化-脱窒による生物学的な窒素除去と凝集沈殿法による磷除去を組合わせた方式です。



4 各単位装置の構造

各処理方式の単位装置については、下記の基準により設計してください。

- (1) 沈殿分離槽（分離接触ばっ気方式 構造方法第1-1 BOD20mg/L以下 5～50人、回転板接触方式 構造方法第6-1 BOD20mg/L以下 51～500人、接触ばっ気方式 構造方法第6-2 BOD20mg/L以下 51～500人）

ア マンホールの設置

(ア) 50人槽以下の場合においては、槽の平面積4㎡につき1個程度とし、かさ上げを行った状態でも、点検、清掃が容易に行える大きさ及び位置としてください。

(イ) 51人槽以上の場合においては、流入管や流出管又はバツフルの上部にマンホール又は点検清掃孔を設けるとともに、各室には水面積4㎡につき1箇所以上のマンホール（φ600の円が内接できる大きさ）を設けてください。

イ 3室型の沈殿分離槽においては、第2室と第3室の各々の容積比率は、おおむね等分としてください。

ウ 有効水深は、5～10人までは1.2m以上、11～50人までは1.5m以上、51人以上は1.8m以上5m以下としてください。

- (2) 嫌気ろ床槽（嫌気ろ床接触ばっ気方式 構造方法第1-2 BOD20mg/L以下 5～50人）

ア マンホールの設置は、槽の平面積4㎡につき1個程度とし、かさ上げを行った状態でも、点検、清掃が容易に行える大きさ及び位置としてください。なお、各室には底部の汚泥を容易に清掃できるよう汚泥清掃孔を設けてください。また、移流管と汚泥清掃孔は兼用しないでください。

イ 清掃時に、蓄積された汚泥を容易にはく離でき、洗い出せるようなろ材を選定してください。

ウ 3室型の嫌気ろ床槽においては、第2室と第3室の各々の容積比率は、おおむね等分としてください。

エ 有効水深は、5～10人までは1.2m以上、11人以上は1.5m以上としてください。

- (3) 脱窒ろ床槽（脱窒ろ床接触ばっ気方式 構造方法第1-3 BOD20mg/L以下 5～50人）

ア マンホールの設置は、槽の平面積4㎡につき1個程度とし、かさ上げを行った状態でも、点検、清掃が容易に行える大きさ及び位置としてください。なお、各室には底部の汚泥を容易に清掃できるよう汚泥清掃孔を設けてください。また、移流管と汚泥清掃孔は兼用しないでください。

イ 清掃時に、蓄積された汚泥を容易にはく離でき、洗い出せるようなろ材を選定してください。

ウ 3室型の脱窒ろ床槽においては、第2室と第3室の各々の容積比率は、おおむね等分としてください。

エ 有効水深は、5～10人までは1.4m以上、11人以上は1.5m以上としてください。

- (4) スクリーン、沈砂槽（回転板接触方式 構造方法第6-1 BOD20mg/L以下 101人以上、接触ばっ気方式 構造方法第6-2 BOD20mg/L以下 101人以上、長時間ばっ気方式 構造方法第6-4 BOD20mg/L以下 101人以上、処理対象人員が500人以下の場合は、荒目スクリーンと沈砂槽に替えてばっ気型スクリーンにすることができる）

ア 荒目スクリーンの目幅はおおむね50mm程度とし、スクリーンに付着した汚物等を除去できる装置を設けてください。また、除去した汚物等を貯留し容易に清掃できる構造としてください。

イ 処理対象人員が501人以上で流量調整槽の前に微細目スクリーンを設ける場合においては、破碎装置を設けてください。

ウ 微細目スクリーンには、付着した汚物等を自動的に除去できる装置を設け、スクリーンから除

去した汚物等を貯留し、容易に清掃できる構造としてください。また、目幅 5mm 以下のスクリーンを備えた副水路を設けてください。

エ 沈砂槽には排砂装置、排砂槽等を設けてください。

オ 過負荷による溢水や、閉塞・漏電等によるモーター停止に備えるため、副水路のゲート板には非常用逃し口を設けてください。

(5) 原水ポンプ槽設置の場合

ア 沈殿分離槽に前置する原水ポンプ槽

(ア) 有効容量は計画時間最大汚水量の 15 分間分程度の容量以上とし、流量調整機能上必要とされる容量を加算してください。また、計量調整移送装置を設置してください。

(イ) 荒目スクリーン、沈砂槽又はばっ気沈砂槽（ばっ気型スクリーンでも可）を設けてください。

(ウ) 必要に応じて槽内の攪拌、混合のために汚水を攪拌する装置を設けてください。

(エ) 槽内水位異常対策として溢流防止配管又は非常用ポンプを設けてください。

(オ) ポンプ故障や異常に水位が上昇した場合の対策として警報装置を設けてください。

イ 流量調整槽に前置する原水ポンプ槽

(ア) 有効容量は計画時間最大汚水量の 15 分間分程度の容量以上としてください。また、計量調整移送装置を設置してください。

(イ) 荒目スクリーン、沈砂槽又はばっ気沈砂槽（処理対象人員が 500 人以下は、ばっ気型スクリーンでも可）を設けてください。

(ウ) 必要に応じて槽内の攪拌、混合のために汚水を攪拌する装置を設けてください。

(エ) 槽内水位異常対策として非常用ポンプの設置を考慮してください。

(オ) ポンプ故障や異常に水位が上昇した場合の対策として警報装置を設けてください。

(6) 流量調整槽（回転板接触方式 構造方法第 6-1 BOD20mg/L 以下 101 人以上、接触ばっ気方式 構造方法第 6-2 BOD20mg/L 以下 101 人以上、長時間ばっ気方式 構造方法第 6-4 BOD20mg/L 以下 101 人以上）

ア 流量調整槽の容量算定は、次式の（ア）及び（イ）で、流量の変動パターンに応じて行い、得られた値のうちで大きいものを用いてください。

(ア) 排出水量と調整水量の差に排出時間を乗じる算定式

$$V = \left(\frac{Q}{T} - \frac{K \times Q}{24} \right) \times T$$

V：流量調整槽容量（ m^3 ）
Q：日平均汚水量（ $\text{m}^3 / \text{日}$ ）
T：建築用途別排出時間（時間）
K：流量調整比（1～1.5）

(イ) 流量変動および変動の継続時間による算定式

$$V = \left(\frac{K_M}{T} - \frac{K_C}{24} \right) \times T_M \times Q$$

V：流量調整槽容量（ m^3 ）
Q：日平均汚水量（ $\text{m}^3 / \text{日}$ ）
T：建築用途別排出時間（時間）
K_M：時間最大の流量変動係数
K_C：流量調整後の水量の変動係数
T_M：時間最大汚水量の継続時間（時間）

イ Tの値は、第2章の6「浄化槽の処理対象人員並びに適用型式及び設計汚水量算定基準表」に示す排水時間を参照してください。

ウ 構造方法第7―1及び第8―1、2の流量調整槽の容量計算は、日平均汚水量に1日の逆洗水を加算した水量から、容量を算出してください。

エ 計量調整移送装置は、移送汚水量を容易に調整し、かつ、計量できるよう見やすい部分に m^3/H 等の目盛り板を設けてください。また、水量調整は越流式のゲート板の操作によるものとしてください。なお、流量調整槽から移送する1時間当たりの汚水量は、流量調整槽に流入する日平均汚水量の $1/24$ の1倍以下となる構造にしてください。

オ 槽内水位異常対策として溢流防止用配管又は非常用ポンプを設けてください。

(7) 接触ばっ気槽

ア 分離接触ばっ気方式 構造方法第1―1 BOD 20mg/L 以下 5～50人

(ア) 有効容量が 5.2 m^3 を超える場合には、2室に区分してください。

(イ) 空気配管には必ず空気量調整用逃し配管を設けてください。

(ウ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することが出来る機能を有し、かつ、はく離汚泥等は沈殿分離槽へ移送できる構造としてください。なお、ポンプ等により移送する場合には、移送量を調整できる構造としてください。また、汚泥移送管の配管途中には、容易に掃除ができるように掃除孔等を設けるとともに、汚泥移送管の吐出開口部は流入管の開口部のバフフル内に流入させてください。

イ 嫌気ろ床接触ばっ気方式 構造方法第1―2 BOD 20mg/L 以下 5～50人

(ア) 有効容量が 5.2 m^3 を超える場合には、2室に区分してください。

(イ) 空気配管には必ず空気調整用逃し配管を設けてください。

(ウ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することが出来る機能を有し、かつ、はく離汚泥等をポンプ等により強制的に嫌気ろ床槽へ移送でき、移送量を計量調整できる構造としてください。また、汚泥移送管の配管途中には、容易に掃除ができるように掃除孔等を設けるとともに、汚泥移送管の吐出開口部は流入管の開口部のバフフル内に流入させてください。

ウ 脱窒ろ床接触ばっ気方式 構造方法第1―3 BOD 20mg/L 以下 5～50人

(ア) 処理対象人員が18人を超える場合には、2室に区分してください。

(イ) 空気配管には必ず空気量調整用逃し弁を設けてください。

(ウ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することが出来る機能を有し、かつ、はく離汚泥等をポンプ等により強制的に脱窒ろ床槽第1室へ移送でき、移送量を計量調整できる構造としてください。また、汚泥移送管の配管途中には、容易に掃除ができるように掃除孔等を設けるとともに、汚泥移送管の吐出開口部は流入管の開口部のバフフル内に流入させてください。

(エ) 処理対象人員が18人を超える場合には、消泡装置を設けてください。

エ 接触ばっ気方式 構造方法第6―2 BOD 20mg/L 以下 51人以上

(ア) 2室以上に区分し、有効容量は、有効容量 1 m^3 に対する日平均流入水BODが 0.3kg 以下とし、かつ、日平均汚水量の $2/3$ 以上として下さい。また、第1室の有効容量は 1 m^3 に対する日平均流入BODが 0.5kg 以下とし、かつ、接触ばっ気槽の有効容量の $3/5$ 相当以上として下さい。

(イ) 空気配管には必ず空気量調整用逃し配管を設けてください。なお、接触ばっ気槽水面下に空気量調整用逃し配管を設ける場合には、騒音防止のため接触ばっ気槽の浅い位置に開放

- しておくとともに、送気量を容易に、かつ、正確に微調整できるような弁を設けてください。
- (ウ) 生物膜を効率よく逆洗し、はく離することが出来る機能を有し、かつ、はく離汚泥等は沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送できる構造としてください。なお、ポンプ等により移送する場合には、移送量を調整できる構造としてください。また、汚泥移送管の配管途中には、容易に掃除ができるように掃除孔等を設けてください。
- (エ) 生物膜をはく離するときに必要な空気量を考慮して、ばっ気強度は $3.0 \text{ m}^3 / \text{m}^3 \cdot \text{時}$ 以上の送風機を選定してください。なお、生物膜はく離時に予備送風機を運転して2台同時運転で対応してもさしつかえありません。
- (8) ばっ気槽 (長時間ばっ気方式 構造方法第6-四 BOD20mg/L 以下 101人以上)
- ア 有効容量は、有効容量 1 m^3 に対する日平均流入水BODが 0.2kg 以下とし、かつ、日平均汚水量の $2/3$ 以上としてください。また、処理対象人員が501人以上の場合においては 0.3kg 以下としてください。
- イ 空気配管には必ず空気量調整用逃し配管を設けてください。なお、ばっ気槽水面下に空気量調整用逃し配管を設ける場合においては、騒音防止のためばっ気槽の浅い位置に開放しておくとともに、送気量を容易に、かつ、正確に微調整できるような弁を設けてください。また、飛沫の発生を少なくするよう留意してください。
- (9) 沈殿槽
- ア 回転板接触方式 構造方法第6-一 BOD20mg/L 以下 51人以上
- (ア) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜いて、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送できる構造にしてください。なお、汚泥の引き抜きタイマーは2段作動とし、1段目は24時間計、2段目は秒刻で設定できるタイマーを設置してください。
- (イ) 有効水深は、処理対象人員が100人以下では1m以上、101~500人以下では1.5m以上、501人以上では2m以上としてください。ただし、ホッパー部の高さの $1/2$ は含まないものとします。
- (ウ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去できる装置を設けてください。なお、浮上物の移送先は、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備としてください。また、水面、越流せき部、バッフル板裏側等に点検し難い部分が生じないようにしてください。
- イ 接触ばっ気方式 (分離接触ばっ気方式 構造方法第1-一 BOD20mg/L 以下 5~50人、嫌気ろ床接触ばっ気方式 構造方法第1-二 BOD20mg/L 以下 5~50人、脱室ろ床接触ばっ気方式 構造方法第1-三 BOD20mg/L 以下 5~50人、接触ばっ気方式 構造方法第6-二 BOD20mg/L 以下 51人以上)
- (ア) 31人槽以上では、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜いて、沈殿分離槽、嫌気ろ床槽、脱室ろ床槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送できる構造にしてください。なお、汚泥の引き抜きタイマーは2段作動とし、1段目は24時間計、2段目は秒刻で設定できるタイマーを設置してください。
- (イ) 有効水深は、処理対象人員が100人以下では1m以上、101~500人以下では1.5m以上、501人以上では2m以上としてください。ただし、ホッパー部の高さの $1/2$ は含まないものとします。
- (ウ) 空気配管がばっ気用とエアリフト用で共用の場合においては、エアリフトの空気吹出し位置をばっ気槽散気管吹き出し位置よりも $0.3 \sim 0.5\text{m}$ 浅くし、浮上物が生ずるおそれのあるものに

あつては、浮上物を除去できる装置を設けてください。なお、浮上物の移送先は、沈殿分離槽、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備としてください。また、水面、越流せき部、バツフル板裏側等に点検し難い部分が生じないようにしてください。

ウ 長時間ばつ気方式 構造方法第6-四 BOD20mg/L 以下 101人以上

(ア) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜いて、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の2倍以上の汚泥を1日に移送出来る構造としてください。なお、返送汚泥量を容易に調整し、計量できる装置を設けてください。また、汚泥返送用配管の配管途中には、容易に掃除ができるように掃除孔等を設けてください。

(イ) 有効水深は、処理対象人員が101~500人では1.5m以上とし、501人以上では2m以上としてください。ただし、ホッパー部の高さの1/2は含まないものとします。

(ウ) 空気配管がばつ気用とエアリフト用共用の場合においては、エアリフトの空気吹出し位置をばつ気槽散気管吹き出し位置よりも0.3~0.5m浅くし、浮上物を除去できる装置を設けてください。なお、浮上物の返送先は、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備としてください。また、水面、越流せき部、バツフル板裏側等に点検し難い部分が生じないようにしてください。

(10) 消毒槽

ア 大腸菌数を80CFU/mL以下にするため、残留塩素として0.1mg/L以上になるように塩素注入量を定めてください。

イ 塩素との接触時間は15分程度とし、流路は迂回させる等混和を促進するようにしてください。

(11) 汚泥濃縮貯留槽

ア 回転板接触方式 構造方法第6-一 BOD20mg/L 以下 101~500人、接触ばつ気方式 構造方法第6-二 BOD20mg/L 以下 101~500人（流量調整槽を組合せた方式）

(ア) 槽の底部はホッパー型とし、勾配は45度以上とし、有効水深は1.5~5mとしてください。また、槽内を攪拌できる装置を設けてください。

(イ) 脱離液の移送先は流量調整槽としてください。なお、脱離液の移送管の高さは流量調整槽の溢流防止用配管よりも上部にしてください。

イ 長時間ばつ気方式 構造方法第6-四 BOD20mg/L 以下 101~500人

(ア) 槽の底部はホッパー型とし、勾配は45度以上とし、有効水深は1.5~5mとしてください。また、槽内を攪拌できる装置を設けてください。

(イ) 脱離液の移送先は流量調整槽又はばつ気槽のいずれかとしてください。なお、脱離液の移送先を流量調整槽にする場合においては、移送管の高さは流量調整槽の溢流防止用配管よりも上部にしてください。

(12) 汚泥濃縮設備（汚泥濃縮槽又は汚泥濃縮装置）

ア 回転板接触方式、接触ばつ気方式（構造方法第7-一、二、第8-一、二、第9-二、第10-二、第11-二の第6の構造部分 501人以上）

(ア) 汚泥濃縮槽の有効水深は2~5m以下とし、汚泥掻き寄せ装置を設ける場合においては、槽の底部の勾配は5/100以上としてください。また、汚泥掻き寄せ装置を設けない場合においては槽の底部をホッパー型とし、勾配は45度以上としてください。なお、汚泥濃縮装置は機械的設備により濃縮汚泥中の固形物の濃度を概ね4%程度に濃縮し脱離液と濃縮汚泥に分離できる構造としてください。

(イ) 脱離液の移送管の高さは、流量調整槽の溢流防止用配管よりも上部にしてください。また、

脱離液の送り先は流量調整槽へ、濃縮汚泥は汚泥貯留槽としてください。

イ 長時間ばっ気方式（構造方法第7―一、二、第8―一、二、第9―二、第10―二、第11―二の第6の構造部分 501人以上）

（ア）汚泥濃縮槽の有効水深は2～5m以下とし、汚泥掻き寄せ装置を設ける場合においては、槽の底部の勾配は5/100以上としてください。また、汚泥掻き寄せ装置を設けない場合においては槽の底部をホッパー型とし、勾配は45度以上としてください。なお、汚泥濃縮装置は機械的設備により濃縮汚泥中の固形物の濃度を概ね4%程度に濃縮し脱離液と濃縮汚泥に分離できる構造としてください。

（イ）脱離液の移送管の高さは、流量調整槽の溢流防止用配管よりも上部にしてください。また、脱離液の送り先は流量調整槽又はばっ気槽のいずれかへ、濃縮汚泥は汚泥貯留槽としてください。

(13) 汚泥貯留槽

ア 回転板接触方式、接触ばっ気方式、長時間ばっ気方式（構造方法第7―一、二、第8―一、二、第9―二、第10―二、第11―二の第6の構造部分 501人以上）

（ア）汚泥の搬出を容易に行うことが出来るよう、4m²に1か所程度の割合でマンホールなどによる搬出口を設けてください。なお、槽内を攪拌できる装置を設けてください。また、脱離液の移送管は設けずに、全量搬出としてください。

(14) 消泡装置

ア 分離接触ばっ気方式 構造方法第1―一 BOD20mg/L以下 31人～50人、嫌気ろ床接触ばっ気方式 構造方法第1―二 BOD20mg/L以下 31人～50人、脱窒ろ床接触ばっ気方式 構造方法第1―三 BOD20mg/L以下 19人～50人、接触ばっ気方式 構造方法第6―二 BOD20mg/L以下 51人以上、長時間ばっ気方式 構造方法第6―四 BOD20mg/L以下 101人以上

（ア）消泡剤を用いる場合は、消泡剤を適正量添加できる構造としてください。

（イ）消泡ポンプ槽を設ける場合は、消泡ポンプの吸込口を槽底部より高くするか、消泡ノズルの形状を考慮して閉塞しないようにしてください。また、消泡ノズルは水面の全幅をカバー出来るように設置してください。

(15) 第7～第11構造の単位装置については、別途協議してください。

維 持 管 理 編

浄化槽の維持管理は、法、施行規則、細則等に基づき浄化槽管理者が行わなければなりません。

浄化槽管理者とは、「浄化槽の所有者、占有者その他のもので浄化槽の管理について権原を有するもの」と定められています。

浄化槽管理者は、浄化槽の維持管理上必要とする保守点検、清掃及び法定検査等を行うことが義務づけられています。

また、管理者の変更等が生じた場合には、「浄化槽管理者変更報告書」を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ1部（控えが必要な場合は2部）変更した日から30日以内に提出してください。

第1章 保守点検

1 保守点検の実施（法第10条第1項）

浄化槽管理者は、定期的に保守点検を行ってください。

なお、最初の保守点検は、使用開始直前に行ってください。（施行規則第5条第1項）

保守点検は、保守点検の技術上の基準にしたがって行ってください。（法第8条、施行規則第2条）

また、機能に支障が認められたときは、すみやかに適切な措置を講じてください。

2 保守点検の委託（法第10条第3項）

浄化槽管理者は、保守点検を浄化槽管理士に委託することができます。

3 技術管理者の設置（法第10条第2項）

処理対象人員501人以上の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、自らが技術管理者として行う以外は、環境省令で定める資格を有する技術管理者を設置してください。

なお、指定地域特定施設（P.10参照）についても技術管理者を設置するようお願いします。

また、「浄化槽使用開始報告書」又は「浄化槽技術管理者変更報告書」の提出時には、浄化槽管理士免状の写し及び次に掲げるいずれかの書類を添付してください。

表-1 技術管理者の資格要件及び必要書類

資格要件	必要書類
1 ※処理対象人員が501人以上の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し2年以上実務に従事した経験を有する者	実務経験証明書
2 1と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 (1) (財)日本環境整備教育センターが実施する浄化槽技術管理者講習会の修了者 (2) 平成12年度以前に同センターが実施した浄化槽技術管理者認定講習会の修了者	講習会の修了証の写し
3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成4年厚生省令第46号）の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項第8号に規定する厚生大臣が認定する講習の修了者	講習の修了証の写し及び実務経験証明書並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、卒業証明書

※技術管理者の資質の向上を図ることは、浄化槽の適切な維持管理を推進するために重要であり、かかる観点から、処理対象人員が 501 人以上の浄化槽の維持管理に関する技術上の業務に必要な専門的知識及び技能に資する講習等を修了することが望ましい。（平成 13 年 2 月 15 日 環廃対第 32 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長 通知）

4 技術管理者の役割

浄化槽技術管理者は、浄化槽の適切な維持管理を推進するため、下記の事項に留意して、実務に従事してください。（平成 13 年 9 月 25 日 環廃対第 376 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長 通知）

記	
1	技術管理者は施設ごとの専従を原則として、浄化槽管理者より任命され、浄化槽管理者の果たすべき義務を代行するものであるから ① 技術管理者として従事する浄化槽について、 ア 構造並びに流入する汚水の性質及び量を理解し、 イ 運転状況及び処理状況を常時把握していなければならない。 ② 浄化槽法のみならず関係法令を熟知し、当該浄化槽の運転に支障が生じないように、必要な手続き等を理解していなければならない。
2	技術管理者は、浄化槽の維持管理について技術的に高い知見を有し、専門的判断に基づき業務を行うものである。従って、技術管理者は浄化槽の維持管理に関しては必要な改善措置を講ずる等一定の決定権限を有し、建築物の所有者等もその判断に従うべきものである。また、技術管理者は保守点検及び清掃の実施者というより、むしろ両業務を統括するものとしての性格を有するものである。

5 保守点検の回数（施行規則第 6 条第 1 項～第 4 項）

(1) 通常の使用状態における、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の保守点検の回数は、次の表－2 に掲げる期間ごとの回数を基準にして行ってください。

ただし、浄化槽の正常な機能の維持が期待できない場合は、表－2 にかかわらず必要な回数で行ってください。

表－2 みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の保守点検回数

処理方式		みなし浄化槽の種類	点検回数
ば っ 気 型	全ばっ気方式	1 処理対象人員が 20 人以下	3 ヶ月に 1 回以上
		2 処理対象人員が 21 人以上 300 人以下	2 ヶ月に 1 回以上
		3 処理対象人員が 301 人以上	1 ヶ月に 1 回以上
	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式	1 処理対象人員が 20 人以下	4 ヶ月に 1 回以上
		2 処理対象人員が 21 人以上 300 人以下	3 ヶ月に 1 回以上
		3 処理対象人員が 301 人以上	2 ヶ月に 1 回以上
腐敗型			6 ヶ月に 1 回以上

(2) 通常の使用状態における、浄化槽（合併処理浄化槽）の保守点検は、次の表－3 に掲げる期間ごとの回数を基準にして行ってください。

ただし、浄化槽の正常な機能の維持が期待できない場合は、表－3にかかわらず必要な回数で行ってください。

表－3 浄化槽（合併処理浄化槽）の標準保守点検回数

処理方式	浄化槽の種類	点検回数
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が 20 人以下	4 ヶ月に 1 回以上
	2 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下	3 ヶ月に 1 回以上
活性汚泥方式		1 週に 1 回以上
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有するもの	1 週に 1 回以上
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有するもの（1 に掲げるものを除く）	2 週に 1 回以上
	3 1 及び 2 に掲げる浄化槽以外のもの	3 ヶ月に 1 回以上

(3) 環境大臣が定める浄化槽については、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数としてください。

(4) 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補充は、(1)、(2) 及び (3) の規定にかかわらず必要に応じて行ってください。

6 保守点検の記録等（施行規則第 5 条第 2 項～第 9 項）

保守点検の受託者は、保守点検の記録を交付しようとするとき、又は、電磁的方法により提供しようとするときは、下記の事項に留意して、浄化槽管理者に対し、その内容を説明してください。（平成 15 年 3 月 11 日 環廃対第 187 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長 通知）
なお、浄化槽管理者及び保守点検の受託者は、保守点検の記録を 3 年間保存してください。

記
<p>第 1. 浄化槽の保守点検の実施に係る規定の見直し（施行規則第 5 条）</p> <p>浄化槽の保守点検の委託を受けた者は、保守点検の記録を浄化槽管理者に交付しようとするときは、浄化槽管理者に対し、対面や電話等により、その内容を説明しなければならない旨の規定を設けたものであること。</p> <p>具体的には、点検結果の説明を行うとともに、点検の結果、異常が認められた事項については、保守点検及び清掃が容易かつ安全に行えるような措置を講じてもらうため、原因及びその対策等を具体的に説明すること。</p>

7 維持管理状況報告書の提出（細則第 6 条第 2 項）

処理対象人員が 201 人以上のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）及び処理対象人員が 51 人以上の浄化槽の管理者は、前年度（前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日まで）の維持管理状況を、「浄化槽維持管理状況報告書」に記載し、毎年 6 月 30 日までに、資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ 1 部（控えが必要な場合は 2 部）提出してください。

8 排水の測定（横浜市生活環境の保全等に関する条例第 30 条、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 37 条）

1 日当たりの排水量が 300 m³ 以上の事業者は、排水の汚染状態及び量を測定し、その結果を記録し、3 年間保存してください。

なお、測定項目及び測定回数は、表-4 のとおりです。

表-4 排水の測定項目及び測定回数

測定項目	排水量	測定回数
BOD COD SS pH n-ヘキサン抽出物質 大腸菌数	300 m ³ /日以上	1ヶ月に1回以上

9 排水の汚染状態の測定（水質汚濁防止法第 14 条第 1 項、水質汚濁防止法施行規則第 9 条）

特定事業場及び指定地域特定事業場の管理者は、排水の汚染状態を測定し、その結果を「水質測定記録表」に記録し、3 年間保存してください。

なお、事業場からの排水の測定項目は、表-5 のとおりです。

表-5 排水の測定項目

測定項目	排水量
pH BOD（海域を除く） COD（海域に限る） SS n-ヘキサン抽出物質 大腸菌数 窒素含有量（東京湾に限る） 燐含有量（東京湾に限る）	50 m ³ /日以上
pH	50 m ³ /日以下

10 総量規制（東京湾）にかかわる施設の水質測定（水質汚濁防止法第 14 条第 2 項、水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2）

東京湾総量規制にかかわる施設の管理者は、あらかじめ届け出た測定手法による排水の汚濁負荷量を測定し、その結果を「汚濁負荷量測定記録表」に記録し、3 年間保存してください。

なお、測定回数は、表-6 のとおりです。

表－6 汚濁負荷量の測定回数

日平均排水量（届出）	測定回数
50 m ³ ～100 m ³ 未満	30 日に1回以上
100 m ³ ～200 m ³ 未満	14 日に1回以上
200 m ³ ～400 m ³ 未満	7 日に1回以上
400 m ³ 以上	毎日

11 総量規制（東京湾）にかかわる施設の水質測定結果の報告（水質汚濁防止法第 22 条第 1 項）

東京湾総量規制にかかわる施設の管理者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を「汚濁負荷量測定結果報告書（Ⅰ）及び（Ⅱ）」に記載し、資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係まで2部提出してください。

なお、報告回数及び報告期限は、表－7のとおりです。

表－7 汚濁負荷量測定結果の報告回数と報告期限

届出日平均排水量	報告回数	報告期限
50 m ³ ～400 m ³ 未満	6 ヶ月に1回	4 月～9 月分を翌月の 20～31 日 10 月～翌年の 3 月分を翌月の 20～30 日
400 m ³ ～1,000 m ³ 未満	2 ヶ月に1回	偶数月の 10～20 日
1,000 m ³ 以上	1 ヶ月に1回	翌月の 10 日まで

第 2 章 清掃

1 清掃の実施（法第 10 条第 1 項）

浄化槽管理者は、定期的に清掃を行ってください。

清掃は、清掃の技術上の基準にしたがって行ってください。（法第 9 条、施行規則第 3 条）

2 清掃の委託（法第 10 条第 3 項）

清掃は、本市の浄化槽清掃業許可業者に委託してください。

3 清掃の回数（法第 10 条第 1 項、施行規則第 7 条）

浄化槽の清掃は、毎年 1 回行ってください。

なお、全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね 6 ヶ月ごとに 1 回以上行ってください。

4 清掃記録の保存等（施行規則第 5 条第 2 項～第 8 項）

浄化槽管理者及び清掃の受託者は、清掃記録を作成し 3 年間保存してください。

第 3 章 法定検査

1 法定検査の実施

浄化槽管理者は、浄化槽の規模の大小にかかわらず、表－8 に掲げる神奈川県知事指定の「指定検査機関」に依頼し、法定検査を受検してください。

表－8 市内の区域別指定検査機関

検査区域	担当検査機関	電話番号
鶴見・港北・緑・青葉・都筑	(一財) 日本環境衛生センター	044 (288) 5225
神奈川・西・中・南・港南 保土ヶ谷・旭・磯子・金沢 戸塚・栄・泉・瀬谷	(公社) 神奈川県生活水保全協会	045 (830) 5721

2 設置後等の水質検査（法第7条第1項）

新たに設置され又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽について、使用開始後3月を経過した日から5月の間に行う検査で、浄化槽の設置にかかわる工事が適正に行われ、本来の機能を發揮しているか否かを判定します。

3 定期検査（法第11条第1項）

毎年定期的に行う検査で、浄化槽の保守点検及び清掃が技術上の基準にしたがって行われ、機能が正常に維持されているか否かを判定します。

4 浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査の報告（法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）、細則第3条の2）

指定検査機関は、毎月末日までにその前月中に実施した検査について、「浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査報告書」を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係まで1部（控えが必要な場合は2部）提出してください。

第4章 変更の届出等

1 浄化槽管理者変更の報告（法第10条の2第3項、細則第4条第3項）

浄化槽管理者に変更（建売住宅その他の売買、管理組合の結成等）があったときは、新たに浄化槽管理者になった者が、30日以内に「浄化槽管理者変更報告書」を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ1部（控えが必要な場合は2部）提出してください。

2 浄化槽技術管理者変更の報告（法第10条の2第2項、細則第4条第2項）

浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、30日以内に「浄化槽技術管理者変更報告書」を資源循環局事業系廃棄物対策課処理施設指導係へ1部（控えが必要な場合は2部）提出してください。

第5章 報告徴収及び立入検査等

1 報告徴収と立入検査（法第53条第1項及び第2項）

本市は、法の施行に必要な限度において、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告を求めます。

また、この法律を施行するために必要があると認めるときは、浄化槽にかかわる場所への立入検査を

行います。

2 浄化槽設置後等の水質検査又は定期検査についての指導（法第7条の2第1項及び第2項又は第12条の2第1項及び第2項）

浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言を行います。

なお、浄化槽管理者が遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告を行います。

3 改善指導（法第12条第1項）

生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認められた場合は、浄化槽管理者、当該浄化槽にかかわる者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について助言、指導又は勧告を行います。

第6章 罰則

1 保守点検又は清掃についての改善命令等の違反（法第62条）

法第12条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 設置の届出、勧告及び変更命令の違反（法第63条）

次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 1 法第5条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 2 法第5条第3項の規定による命令に違反した者

3 浄化槽設置後等の水質検査又は定期検査の命令の違反（法第66条の2）

法第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定による命令に違反したものは、30万円以下の過料に処する。

4 浄化槽の廃止届出の違反（法第68条）

法第11条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

浄化槽に関する問い合わせ先

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部

事業系廃棄物対策課処理施設指導係

所在地：横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電 話：0 4 5 - 6 7 1 - 2 5 4 7 F A

X：0 4 5 - 6 6 3 - 0 1 2 5